

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づく住民自治の原則にのっとり、公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加をより一層推進し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、第3条の「この条例の解釈及び運用」とともに、条例全体の解釈の指針となるものである。

【解釈】

- 1 本条は、この条例の目的規定を定めたものであって、この条例が地方自治の本旨という憲法の理念を踏まえて制定されたものであること、市が市民に対してその諸活動を説明する責務を果たさなければならないこと等を明らかにしている。
- 2 「地方自治の本旨に基づく住民自治の原則」とは、国家の下に独立した地域団体の存在を認め、当該団体の創意と責任において処理するという団体自治と、当該団体の行政運営に住民が自発的かつ積極的に参画する住民の責任による自治運営を意味する住民自治から説明され、とりわけ住民自治を全うするためには、市民に十分な情報が提供されていなければならない、この意味において条例の目的規定の一つである行政の説明責任と直結するものである。
- 3 「公文書の開示を請求する権利」とは、この条例により創設された権利であり、その具体的な内容は、第2章に定めるとおりである。この権利に基づいて市民等は市（実施機関）に対してその保有する公文書の開示を請求する

ことができ、市（実施機関）は原則として開示しなければならない義務を負うこととなる。

4 「情報公開の総合的な推進」とは、市民が市の保有する情報を適時に、かつ、適切な方法で得られるよう、第2章で定める公文書開示制度のほか、情報の公表又は提供を含めた情報公開に関する全ての制度及び施策の充実を図ることであり、具体的には第4章で定める第22条（情報公開の総合的な推進）・第23条（附属機関等の会議の公開）・第24条（出資等法人の情報公開）をいう。

5 「本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」とは、地方自治の本旨に含まれている住民自治（住民が自らの意思と責任において政治や行政を担うこと）をより実質的なものとするために、市民から市政運営について信託を受けた市が、その諸活動の状況を信託者である市民に対し具体的に明らかにし、説明する責務を果たしていくことをいう。

6 「公正で開かれた市政の発展に寄与する」とは、地方自治の理念に基づく市民本位の公正で民主的な市政を市民の協力のもと発展させようとするものであり、この条例により実現しようとする究極の目的である。

第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 本市の図書館その他図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されているものであつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの

ウ 本市の博物館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本条は、この条例の基本的用語である「実施機関」及び「公文書」についての定義を示したものである。

第1号は、この条例により情報公開制度を実施する機関を定めたものであり、第2号は、この条例における公文書の概念を明らかにし、その範囲を定めたものである。

【解釈】

- 1 「実施機関」とは、情報公開に関する事務を処理する独立した単位であり、この条例の規定により、公文書の開示、情報の提供等を自らの責任と判断によって誠実に実施する義務を負う。

このため、地方自治法により独立して事務を管理し執行する市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の各執行機関及

び市長の補助機関であるが、消防組織法等により一定の権限を有し、独立して事務を執行している消防長並びに地方自治法に定める議決機関である議会をもって公文書の開示等を実施する機関としたものである。

なお、実施機関の組織規則等により定められている各部課室、出先機関及び教育機関の全体を含むものである。

審議会等執行機関の附属機関は、法的には独立の実施機関となりにくいで、執行機関が法的な実施機関となる。

2 「実施機関の職員」とは、市長、消防長、行政委員会の委員、監査委員、議会議員等の特別職の職員のほか、実施機関が職務上指揮監督権を有する全ての職員をいい、臨時的任用職員等も含まれる。

3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、市の自治事務であるか、国又は県が行うべき事務を法令により実施機関が処理することとされる法定受託事務（※）であるかは問わない。

また、職務には、地方自治法第252条の17の2第1項の規定又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定による県条例の定めるところにより市が管理し及び執行している事務や地方自治法第180条の2又は第180条の7により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含む。

なお、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法第18条第1項の規定により従事している地方公務員共済組合の事務、地方公務員災害補償法第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務その他職務専念義務の免除等により従事している他の法人や任意団体の事務は含まれない。

※ 法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされる事務のうち、国（都道府県）が本来果たすべき役割に係るものであって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの

4 「文書、図画及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる

公文書の範囲を定めたものであり、具体的には次のものをいう。

- (1) 「文書」とは、文字又は文字に代わるべき可続的符号を用いて、ある程度永続すべき状態において、意思、観念、認識又は事実の表示を記載した物体をいう。
- (2) 「図画」とは、記号又は線等の象形を用いて表現されたもので、具体的には、地図、図面、ポスター、写真、マイクロフィルム等をいう。
- (3) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、具体的には、その内容の確認に専用の機器を用いなくてはならないフロッピーディスク、ハードディスク、録音テープ、録画テープ等の媒体に情報が記録されたものをいう。

- 5 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用の実質を備えた状態、すなわち、組織において事務又は事業の執行上必要なものとして、利用又は保存されている状態をいう。

したがって、例えば、次に掲げる文書等については、「組織的に用いる」ものには該当しない。

ア 自己研鑽のための研修資料、備忘録等専ら職員が自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの

イ 正式文書の写し等職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用するもの

ウ 起案前の職員個人の検討段階にある文書等

- 6 「当該実施機関が保有している」とは、開示請求時点において、当該実施機関が所持している文書をいう。「所持」とは、物を事実上支配している（当該公文書の利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有している）状態をいう。一時的に文書を借用している場合や預かっている場合があり得るが、このような場合が「保有」に該当するか否かについては、当該文書の性質、実施機関が当該文書を入手した理由、経過等を個別具体的に検討し、判断すべきである。

- 7 ただし書の規定は、開示請求の対象となる公文書から除かれるもの、すな

わち、条例の適用を除外する公文書について定めたものである。

- (1) ただし書アは、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を開示請求の対象外とすることを定めたものである。これらは、一般にその内容を容易に知ることができるものであることから、開示請求の対象となる公文書としないこととした。
- (2) ただし書イは、本市の図書館等において閲覧又は貸出し等の一般の利用に供することを目的として管理されている文書等については、一般に容易に入手することができるものであることから、開示請求の対象外とすることを定めたものである。

なお、「その他図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設」とは、公民館等の図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを事務事業として行っている施設をいい、一般の公共施設であるか事務所又は事業所であるかを問わない。

よって、情報公開室も含まれる。

- (3) ただし書ウは、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料であって、その資料的価値に着目して、博物館、図書館等において特別の管理がなされている文書等については、貴重資料の保存・学術研究への寄与等の観点から専門の基準に従った利用に委ねることが適当であることから、開示請求の対象外とすることを定めたものである。

【運用】

○組織共用文書の範囲

1 作成した文書

職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。具体的には、次の(1)及び(2)の両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当するものである。

- (1) 職務上の内部検討に付された時点以降のもの

ア 「職務上の内部検討」とは、課長等一定の権限を有する者（以下「課長等」という。）を含めて行われる内部検討をいう。

イ 「一定の権限を有する者」とは、浦安市事務決裁規程等に規定する

事案の決定権を有する者をいう。

ウ 課長等が不在の際、浦安市事務決裁規程等による事案の決定又は審議の臨時代行者が検討に加わった場合は、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

エ 課長等を含む内部検討に付されていないものであっても、台帳類・帳簿類及び簡易又は定型的な文書等であって当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

オ 起案文書については、事案の決定権者の指示により作成されるものであるため、起案者により作成された時点で職務上の内部検討に付されたものとみなす。

カ 「職務上の内部検討に付された時点以降」とは、組織として説明する責務を果たす観点から、作成した文書が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織的に用いる文書としての実質を備えることとなった時点以降という趣旨である。

(2) 組織において利用可能な状態で保存されているもの

ア 実施機関の定める浦安市公文書管理規則等に基づき、登録等が行われ、保存されているものをいう。ただし、登録等が行われていない場合であっても、共用のファイリングキャビネットや書庫等に保存されているものは、「組織において利用可能な状態で保存されているもの」に該当する。

イ 「保存されているもの」には、回付中の文書又は内部検討の途上にある文書を含むものとする。

(3) 具体例

ア 事案決定等の手続が終了した文書

イ 事案決定等の手続の途中の文書

ウ 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等

エ 庁内の組織間での事務説明用に提出された資料

オ 部長会議、政策会議その他課以上の組織をまたがる会議、打ち合わ

せ等に提出された資料

カ 審議会、懇談会等の資料

キ 説明会、対外的打ち合わせ等の資料

ク 事務マニュアル、業務日誌等組織的に利用する文書

2 取得した文書

受領した時点以降のものであって、組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。具体的には、次の(1)及び(2)の両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

(1) 受領した時点以降のもの

受領した時点以降のものであれば、必ずしも収受印が押されている必要はない。したがって、会議等で配布された文書は、配布された時点で受領したことになる。

(2) 組織において利用可能な状態で保存されているもの

上記 1 (2)に同じ。

(3) 具体例

ア 供覧の手続が終了した文書

イ 供覧の手続の途中の文書

ウ 会議等で受領した資料

エ 委託契約等の成果物

3 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、上記の 1 及び 2 と同様の考え方とする。

(1) 業務用システムのデータ等

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバー等により処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）のデータ等については、実施機関が組織的に利用・管理するものと認められるので、原則として組織共用文書に該当する。

(2) フロッピーディスク等に記録された文書等

パソコン等で作成された文書等で、フロッピーディスクやハードディ

スク等（以下「フロッピーディスク等」という。）に記録されたものについては、上記 1 又は 2 の要件に該当する場合は組織共用文書となる。

なお、起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的、手段的に作成した文書であって、フロッピーディスク等に記録されているものについても、組織において利用可能で保存されている場合は、組織共用文書に該当する。

(3) 具体例

ア 統計処理等数字処理のために利用しているデータ

イ 台帳、事例集等のデータベース

第3条 この条例の解釈及び運用

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関がこの条例を解釈し、運用するに当たっての基本的立脚点を明示するとともに、プライバシー保護の観点から個人情報の取扱いについての配慮を義務付けたものである。

【解釈】

- 1 「公文書の開示を請求する権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用しなければならない」とは、実施機関は、この条例で定めた公文書の開示を求める権利を保障するため、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しない限り開示しなければならないという「原則公開」の基本理念に基づいて本条例を適正に解釈し、運用することをいう。
- 2 「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とは、公文書開示制度においては原則公開が大前提であるが、思想、宗教、職業、財産、その他個人のプライバシーは、最大限の配慮をもって保護されるべきものであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。

とりわけ個人のプライバシーに関する情報が記録されている公文書については、第2章に規定する公文書の開示を行う場合はもとより、第4章における情報公開の総合的な推進を図るため情報の提供及び公表を行う場合においても、本条の趣旨を踏まえて、同様に最大限の配慮を行うべきものである。

また、情報公開制度における開示請求者に関する個人情報等について、みだりに第三者へ提供することがないように適切な取扱いを行うよう定めたものである。

第4条 適正な請求及び使用

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例に基づき、公文書の開示を請求しようとするもの及び公文書の開示を受けたものの責務について定めるものである。
- 2 情報公開制度は、原則として、その請求理由、使用目的等を問わないものであるけれども、利用者が公文書の開示を求める権利を濫用してはならないことは、当然のことであり、その旨を訓示的に規定するものである。

【解釈】

- 1 「適正な請求に努める」とは、開示請求時において、公文書の開示を請求するものは、行政執行に著しい支障を及ぼすような大量の請求をむやみに行うなど、開示請求権を濫用してはならないという趣旨である。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示を受けた者は、その開示によって得た情報を、この条例の目的及び社会通念上の良識に従って使用しなければならず、濫用して第三者の権利や利益を侵害してはならないことをいう。
- 3 公文書の開示の請求が行政執行に著しい支障を及ぼすような場合は、当該請求者に対して請求の取下げ等を要請し、また、公文書の開示によって得た情報が、不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請することもあり得るものである。

ただし、本条は、あくまでも訓示的規定であり、開示を受けようとするもの及び開示を受けたものが要請に応じないことを理由に、当該公文書又は将来の同種の公文書の開示を拒否することはできないものである。

第2章 公文書の開示等

第5条 開示請求権

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、何人も実施機関に対し、公文書の開示について理由を明示しないで請求できることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「何人も」とは、自然人、法人のほか、法人格はないが団体の規約を有し、代表者等の定めのある、いわゆる権利能力なき社団又は財団も含まれる。また、日本国民のほか、外国人も含まれている。
- 2 代理人による開示請求は、委任状により代理関係を確認するものとする。

【関係規程】

○浦安市公文書開示事務取扱要領

第2 総合窓口の設置等

1 総合窓口の設置

公文書の開示に係る事務の統一的な運営及びこの制度を利用する市民の利便性を図るため、情報公開室に全ての実施機関にわたる総合窓口を設置する。

総合窓口で行う業務	所管課で行う事務
(1) 情報公開についての案内及び相談に関する事。	(1) 所管課における公文書の開示請求についての案内及び相談に関する事。
(2) 公文書の開示請求書の受付に関する事。	(2) 開示請求に係る公文書の検索及び特定に関する事。
(3) 公文書の開示の事務についての実施機関との連絡調整に関する事。	(3) 公文書を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）及びその通知に関する事。
(4) 公文書の開示の実施（当該実施に要する費用の徴収を含む。）に関する事。	(4) 他の実施機関への事案の移送の決定に関する事。
(5) 公文書の開示の可否の決定に係	

る審査請求書の受付に関する こと。 (6) 公文書の検索資料の管理に 関すること。 (7) 条例第23条に規定する附属機 関等の会議の公開に係る事務につ いての連絡調整に関すること。 (8) 条例第24条第1項に規定する 出資等法人の情報公開に係る事務 についての連絡調整に関すること。 (9) 行政資料（本市が作成し、又は 取得した市政に関する資料であつ て、条例の第4章に定めるところ により一般の閲覧に供することが 適当と認められるものをいう。以 下同じ。）の収集、整理及び保管 並びに配付及び複写に関するこ と。 (10) その他情報公開に関するこ と。	(5) 開示決定等に係る本市及び開 示請求者以外のものに対する意見 書提出の機会の付与に関するこ と。 (6) 開示決定等に係る審査請求の 受理に関すること。 (7) 浦安市情報公開・個人情報保 護審査会に対する諮問に関する こと。 (8) 審査請求についての裁決に関 すること。 (9) 所管課に係る情報公表・提供 に関すること。
---	---

第6条 開示請求の手続

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求をいかなる手続で行うべきか、また開示請求書に形式上の不備があると認められるとき、実施機関の長はいかなる対応をすべきかを定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「書面を実施機関に提出してしなければならない」とは、この条例により付与された権利の行使である開示請求に係る手続の正確を期するために、開示請求は書面を提出することにより行わなければならないとしたものである。したがって、口頭又は電話等による請求は認められないが、遠隔地等の請求者の利便性を考慮して、郵送により開示請求書を提出することができるものとする。

(2) 「開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」とは、開示請求者が公文書の名称を記載することができない場合は、開示請求を受けた実施機関の職員が、合理的な範囲で請求に係る公文書を特定することができる程度の具体的な内容をいい、請求された公文書が特定されたものと

して扱うこととなる。

2 第2項関係

- (1) 「開示請求書に形式上の不備があると認められるとき」とは、開示請求書の記載に漏れがある場合や、「開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の記載に不備があり、開示請求に係る公文書を特定することができない場合等をいう。
- (2) 「相当の期間」とは、開示請求者が、開示請求書の修正又は再提出に要する社会通念上必要とされる合理的な期間をいう。
- (3) 「補正の参考となる情報」とは、公文書の検索資料その他の開示請求者が公文書を特定するために必要な情報をいう。

【運用】

- 1 開示の請求にあつては、条例第6条第1項に定める開示請求の手續に掲げる事項が記載されていれば、規則第2条に定める開示請求書における他の事項の記載がない場合であっても、開示の請求の受付を行うものとする。

2 職権による補正

開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字・脱字等による軽微な不備については、実施機関において職権で補正を行うものとする。

3 公文書の開示の申出

この条例の適用除外となる平成8年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）及び平成13年9月30日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書を除く。）については、浦安市公文書開示事務取扱要領に規定する公文書開示申出書（要領・第11号様式）により申出を受け付け、情報公開制度の趣旨を踏まえ、情報提供に努め、開示請求の場合に準じて対応するものとする。

なお、当該公文書の開示の申出は、条例上の開示請求権の行使として行われるものではなく、申出に対する回答は、行政処分の性格を持たないので、審査請求及び行政訴訟の対象とはならないものである。

開示請求と開示の申出について（発生ベース）			
	H8.4.1 旧条例適用日	H8.10.1 旧条例施行日	H13.10.1 新条例施行日
旧条例第2条第2号 公文書	開示の申出	開示請求	開示請求
新条例第2条第2号 公文書（旧条例に規定する 公文書以外の公文書）	開示の申出		

【関係規程】

○浦安市公文書公開条例（旧条例）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

○浦安市情報公開条例施行規則

（公文書開示請求書）

第2条 条例第6条第1項に規定する書面は、浦安市公文書開示請求書（別記第1号様式）とする。

○浦安市公文書開示事務取扱要領

第3 公文書の開示に関する事務

1 公文書の開示に関する問い合わせへの対応

総合窓口又は所管課において、公文書の開示に関する問い合わせがあった場合は、開示請求の手続を説明するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合において定める案内その他適切な対応をとるものとする。

(1) 開示請求の手続をとるまでもなく提供できる情報である場合

所管課において従来から提供している情報、開示請求がなされたとしても全部開示されることが明らかである情報等については、所管課における情報提供によって対応する場合がある旨を説明する。また、刊行物の閲覧等で対応できる場合は、刊行物の閲覧等ができる場所を案内する。

(2) 開示請求の対象外の場合

ア 条例第2条第2号アに該当する場合

本号に該当する文書等は、不特定多数の者に販売をすることを目的として発行されるものであるため、書店等で販売されていることを説明する。

イ 条例第2条第2号イに該当する場合

本号に該当する文書等は、本市の図書館等において閲覧又は貸出し等がなされているものであり、これら図書館等の場所を案内する。

ウ 条例第2条第2号ウに該当する場合

本号に該当する文書等は、本市の博物館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として専門の基準に従った利用に委ねられているものであるため、これら博物館等の場所を案内する。

(3) 他の制度との調整

条例第17条に該当する公文書は、他の制度による閲覧等ができるので、閲覧等の手続や縦覧等ができる場所を案内する。

(4) 開示請求の適用関係

ア 開示請求の対象は、次のとおりである。

(ア) 平成13年10月1日以後に職務上職員が作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、組織共用文書

(イ) 平成8年4月1日以後平成13年9月30日以前に発生した、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって決裁終了後の公文書（旧条例第2条第2号）

イ 上記ア以外の場合には、開示の申出となるので、その手続について説明するものとする。

(5) 公文書を保有していない場合

開示請求に係る公文書を明らかに保有していないと認められるときは、開示請求を受け付ける前に、制度の内容等について十分説明するものとする。

(6) 存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるような開示請求の場合

開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合があるので、その存否について慎重に対応するものとする。

(7) 大量請求の場合

開示請求に係る公文書が膨大な量に及ぶと考えられる場合には、開示請求書を受け付ける前に、当該開示請求の趣旨を確認するとともに、事務処理上の支障等を説明し、抽出請求などについて理解を得るよう努めるものとする。

第10 申出による開示に係る事務

以下の公文書については、条例第2章の「公文書の開示請求等の手続き」の規定が適用されず、条例附則第9項に規定する「公文書の開示の申出」による。

ア 平成8年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）

イ 平成13年9月30日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書を除く。）

この申出による事務の処理については、審査請求に係る事務に係る部分を除き、この要領に定めるところに準じて行うものとする。（別記第11号様式「申出書」、第12号様式「回答書」を使用する。）

第7条 公文書の開示義務

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(6) 次頁以降参照

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにしたものであり、実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを明記したものである。

【解釈】

- 1 本条例でいう「開示」とは、公文書の内容をあるがままに示し見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。
- 2 市が保有する情報の中には、法令又は条例の規定により公にすることが禁止されているものや、公にすることにより、個人や法人等の権利利益を侵害し、又は公共の利益（国又は地方公共団体の事務又は事業の適正な運営を確保することにより得られる公共の利益を含む。）を損なうおそれがあるものがある。本条各号は、条例の目的に照らして、このような理由により不開示とされる情報の範囲を必要最小限にとどめるために、開示・不開示の判断基準を客観的かつ明確に定め、類型化したものである。
- 3 不開示情報は、開示されないことの利益と開示することの利益との調整を図るものである。このため、「不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」とは、開示されないことの利益を保護するために、条例第9条の規定により「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、不開示情報を開示してはならない。
- 4 開示請求に係る公文書に記録された情報が、本条各号に該当するかどうか

は、各号の【趣旨】及び【解釈】に照らし、個別具体的に判断するものであり、各号の不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであることから、開示請求があった都度判断しなければならない。

【運用】

1 本条と公務員の守秘義務（地方公務員法第34条）との関係

本条各号の不開示情報は、原則開示の例外として不開示とすべき情報を類型化したものであるのに対して、地方公務員法上の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者は趣旨及び目的を異にしている。

一般的には、本条各号に該当する情報の範囲は、守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、本条各号のいずれにも該当しないとして開示する情報は、守秘義務の対象である秘密には当たらないものであると解されている。

しかし、不開示情報であっても、公益上の理由により開示される場合があり（条例第9条）、この場合には、個人や法人等の権利利益や公共の利益を保護するという守秘義務の趣旨を損ねることのないよう慎重に判断する必要がある。

2 本条と他法令との関係

地方自治法第100条（議会の調査権）、民事訴訟法第223条（文書提出命令）及び第226条（文書送付の嘱託）、国税通則法第74条の12（資料の閲覧等）、刑事訴訟法第99条（提出命令）及び同法第197条（捜査関係事項照会）、弁護士法第23条の2（報告の請求）等、法令の規定により公文書の提出又は閲覧等を求められる場合がある。

この場合における当該法令の規定と本条各号との関係は、両者の制度が趣旨及び目的を異にするものであるから、本条各号に該当することを理由に、当該要求を拒むことはできない。他法令に基づく公文書の提出又は閲覧等の要求の根拠となる法令の趣旨、目的、対象公文書の内容、求めに応ずることにより生ずる支障等を総合的に勘案して個別具体的に諾否を決定すべきものと解されている。

なお、求められる情報が、個人情報である場合には、浦安市個人情報保護条例による規制があることに注意を要する。

第7条第1号 法令秘情報

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令等の定めるところにより、公にすることができない情報と本条例との関係について定めたものである。

【解釈】

- 1 本号は、法令及び条例の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報が記録されている公文書は、不開示とすることとしたものである。

地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができることから、法令の規定により公にすることができない情報については、本条例においても公にすることができないものである。また、他の条例の規定により公にすることができない情報についても、同様とする。

- 2 「法令又は条例」とは、法律、政省令、その他国の機関が定めた命令並びに条例及び条例の委任を受けた規則をいい、国等からの通知・通達等は、法令の範囲に含まない。

- 3 「公にすることができないと認められる情報」とは、公開することができないことを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨、目的から見て公開することができないと判断されるものをいい、このような情報としては次のようなものが考えられる。

- (1) 明文の規定により閲覧等が禁止されている情報
- (2) 個別法に基づき守秘義務が課せられている情報
- (3) 他目的使用が禁止されている情報
- (4) その他法令等の趣旨、目的に照らし公開できないとされている情報

第7条第2号 個人に関する情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため定めたものである。

【解釈】

1 本号は、基本的人権の尊重及び個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーに関する情報は不開示とする必要があるが、「プライバシー」という概念が法的にも社会通念上も必ずしも明確でないもとで、個人のプライバシーを最大限保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報並びに特定の個人を識別することはできないが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報は不開示とするものである。

その一方で、本号ただし書では、法令等の規定や慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報等の特定の情報については、開示することとしたものである。

2 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有する全ての情報を意味する。具体的には、次のような情報が考えられる。なお、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

- (1) 戸籍、身分に関する情報（氏名、性別、生年月日、本籍など）
- (2) 経歴に関する情報（学歴、職業、職歴など）
- (3) 心身に関する情報（心身障がい、疾病、健康状態など）
- (4) 能力、成績に関する情報（学業成績、勤務成績など）
- (5) 思想、信条等に関する情報（思想、信条、信仰、宗教など）
- (6) 財産、収入状況に関する情報（資産、所得など）
- (7) その他個人生活に関する情報（家庭状況、居住状況など）

3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、法人その他の団体の事業活動に関する情報と同様の性格を有するものであるので、これについては本条第3号で判断することとし、本号の個人に関する情報の範囲からは除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がないものは、本号により開示・不開示の判断を行うこととなる。

4 「特定の個人を識別することができる」とは、当該公文書の内容から、特

定の個人が識別され、又は識別され得ることをいう。一般的には、特定の個人が識別できる情報は、氏名、生年月日、住所であるが、この部分を不開示にしたとしても、それ以外の部分の情報から特定の個人が識別され得るものについては不開示となる。

5 「その他の記述等」とは、氏名、生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。特定の個人を識別することができる限りにおいて映像や音声なども含まれる。

6 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるもの」とは、公文書に記録された情報からは特定の個人を識別することはできないが、既に公にされている情報から入手することができる他の関連情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、関係者等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。

しかし、特別な調査により得た情報と照合することで特定の個人を識別することが可能となったとしても、それはそのような特別の調査の結果によるものであって、公文書に記録された情報によって特定の個人を識別することができるということにはならない。

なお、特別な調査を経なければ特定の個人が識別され得ない情報であっても、仮に識別された場合に個人の権利利益の侵害が甚大であると認められるものについては、このことをもって個人識別性を認めざるを得ない場合もあり得ることに留意する必要がある。

また、個人識別性の判断に当たっては、一定の集団に属する者に関する情報を公にすると、その情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、情報の性質や内容によっては、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼすおそれがあり得ることを考慮する必要がある。

7 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、

個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。例えば、カルテ、反省文等一般に他人に知られたくないという性質を有す個人の人格と密接に関連する内容が記録されているものや、個人の未公表の著作物等をいう。

8 たゞし書のア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について

法令等の規定により公にされている情報や慣行として公にされている情報は、開示することにより場合によっては個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき限度内にとどまると考えられるため、これを個人情報から除外することを定めたものである。

「法令等の規定により公にされている情報」とは、法令等の規定により何人にも閲覧等を行うことができる定められている個人の情報であり、例えば登記簿に登録されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等をいう。なお、法令等で請求目的が制限されているもの（戸籍法第10条第2項、住民基本台帳法第12条第6項など）、閲覧等を利害関係人等一定の者に限って認めているものは、一般に公にされている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

「慣行として公にされている情報」とは、表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているものをいい、現在、一般に公表されており、実施機関として当該情報が何人も知りうる状態におかれていると認められる情報をいう。なお、過去に公表されたものであっても相当期間の経過により、開示請求時点では、公にされているとは判断できない場合があることに留意する必要がある。

9 たゞし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について

① プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきである。しかし、これに優越する公益がある場合は、これを不開示とすべき合理的な理由は認め難いため、人の生命、健康、生活

又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報については、開示することとしたものである。

- ② 「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的な性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活、財産等の保護とでは、開示により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、慎重な配慮が必要である。

10 ただし書ウ「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」について

- ① 公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる「公務員等の職及び氏名」に関する情報は、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるけれども、行政の説明責任の観点からすれば、受忍すべき範囲内であると考えられるため、開示することとしたものである。
- ② 「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員」には、一般職のみならず特別職も含むので、同法第2条第3項に規定する国务大臣、国會議員、裁判官等も本号の公務員に含まれる。

なお、行政執行法人の役員及び職員も国家公務員である（独立行政法人通則法第51条）が、本ただし書にある「独立行政法人等の役員及び職員」に含まれるので、国家公務員からは除かれている。

「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」も、一般職と特別職の双方を包含することから、地方議会議員、審議会等の構成員の職で、臨時又は非常勤のもの等も含まれる。

- ③ 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。

したがって、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報や公務員等の住所、生年月日等職務遂行と直接関係ない情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報には該当しない。

- ④ 職務遂行に係る情報であっても、それが他の不開示情報に該当する場合には、職務遂行に係る情報部分も含め不開示とされることとなる。

【運用】

- 1 本条例は、原則として開示請求者のいかなを問わず、開示・不開示の判断を行うものであるので、個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、本号ただし書ア、イ若しくはウ又は条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定に該当しない限り、不開示となるものである。

したがって、本人が自己の情報を開示請求しようとする場合には、個人情報保護制度を利用するものとする。

なお、これらのことは、当該本人に対する情報の提供を禁止したものではない。

第7条第3号 法人等に関する情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

【解釈】

- 1 本号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報及び公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされている情報、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報を不開示とする場合の要件を定めたものである。

本号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録された公文書は、今日、法人等の社会的役割や社会的影響力が増大し、その責任も重視されているため、もし法人等の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生じるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要で

あると認められる情報は開示することとしたものである。この場合、現実には危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

- 2 「法人」とは、株式会社等の会社法上の会社、民法その他法律により設立された法人であって、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く法人をいう。

「その他の団体」とは、商店会、消費者団体、自治会等の法人格を有しないが規約等を有し、代表者の定めのある団体（いわゆる権利能力なき社団等）をいう。

- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

- 4 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得など、事業活動に関する一切の情報をいい、営利を目的とするか否かを問わない。

なお、事業を営む個人であっても、当該事業とは直接関わりのない個人情報（例えば、事業を営む個人の家族構成・経歴、事業と区別される個人の財産・所得等）については、本条第2号（個人情報）で判断するものである。

- 5 本号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、単なる抽象的な可能性では足りず、権利利益が情報の開示によって具体的に侵害されることについて一定の蓋然性が認められなければならないものであり、次のような情報をいう。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ又は販売上の秘密であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのある情報
- ② 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれのある情報
- ③ その他公にすることにより、法人又は事業を営む個人の名誉、社会的

評価、社会的活動の自由等（宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等の非財産的利益を含む。）が損なわれるおそれのある情報

- 6 本号イ「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」は、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報（非公開約束情報）が記録されている公文書を一定の条件の下で不開示とすることを定めたものである。

法人等又は個人の事業に関する情報の中には、内部管理情報、一般にはまだ知られていない情報、特別の情報源から得た情報等であって、通例、他人に提供されないか、又は公にしないことを前提としなければ他人に提供されないものがある。

本号イは、このような情報が、実施機関の要請に応じて任意に提供され、実施機関がこれを保有することになった場合に、実施機関が保有していることの理由のみをもって何人に対しても当然に開示されるのは合理的でないとの趣旨から定めたものである。

なお、公にしないという条件が無条件に認められるものではないことに留意する必要がある。

また、本号イに該当するか否かは、実質的に本号アに該当するか否かの判断と考えられる。（浦安市情報公開・個人情報保護審査会答申）

- ① 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関の報告徴収権限の有無にかかわらず、実施機関が権限を行使せず任意に提供を求めた場合をいい、原則として、実施機関からの要請を受けず法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。
- ② 「公にしないとの条件」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないこと及び第三者に対して当該情報を提供しないとの実施機関と提供する側との合意をいい、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件もこれに含まれる。また、「条件」は、実施機関側、提供する側いずれの

側の申し入れであるかを問わない。

- ③ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の手扱いをいう。
- ④ 「当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」かどうかの判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断することとなるが、必要に応じて、その後の変化も考慮するものである。

第7条第4号 公共の安全等に関する情報

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序を図るため定めたものである。

【解釈】

- 1 本号は、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書を不開示とすることとしたものである。

このような本号の規定は、いわゆる司法警察を対象としたものであり、建築規制等の行政警察は、本条第6号の事務又は事業に関する情報の問題となる。

なお、法人等の印影に関する情報については、偽造などの犯罪が容易になり被害を被るおそれがあるとして、本号を適用し不開示としている。

- 2 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、実施機関の裁量を尊重する趣旨を明確にしたものであり、公共の安全等に関する情報については、覆審的司法審査は行わず実施機関の判断の合理性についての司法審査にとどめ、実施機関の裁量を尊重する趣旨を示したものである。

- 3 本号に該当する情報とは、次のようなものが考えられる。

- ① 違反行為や不正行為に対する通報者、告発者が特定され、結果としてそれらの人々やその家族などの地位及び生活などが脅かされるおそれがあるもの
- ② 特定の個人の行動予定や住居の間取りなどの構造などが明らかになる結果、その者の生命、身体、住居などに危害を加えられるおそれがあるもの
- ③ 危険物、有毒物の貯蔵所に関する情報などで、みだりに公開された場合に犯罪を誘発するおそれがあるもの

- ④ 法令等に基づく取締りを実施する目的が失われるおそれがあるもの
- ⑤ 市には犯罪捜査権はないが、捜査機関からの照会に対して作成し、又は捜査の遂行を困難にするおそれがあるもの

第7条第5号 審議、検討等情報

- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、実施機関の内部又は相互間における審議、検討、協議が円滑に行われることを確保するため、不開示とする審議、検討等情報の要件を定めたものである。

【解釈】

- 1 実施機関の保有する公文書には、実施機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体、地方独立行政法人における最終的な意思決定前の事項についての審議、検討又は協議に関する情報が少なからず含まれることとなるため、これらの情報を開示することによってその適正な意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報を一律に不開示とすることは、本市の有するその諸活動を市民に説明する責務（説明責任）が全うされるようにし、市民参加による公正で開かれた市政を推進するとの条例の趣旨に合致しない。

そこで、本号は、公にすることにより、次のようなおそれがある情報に限り不開示とすることとしたものである。

- ① 外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
- ② 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ
- ③ 尚早な時期に公にされた情報がもたらす投機等により、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

- 2 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、公に

することによる利益と支障を比較衡量した結果、意思決定前の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、意思決定等に対する支障を見過ごすことのできない場合をいう。

第7条第6号 事務又は事業に関する情報

(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。

【解釈】

- 1 本号は、公にすることにより、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることとしたものである。
- 2 本号のアからオまでは、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の性質及び内容に着目して類型化し、類型ごとに公にすることにより生ずる支障を掲げたものである。

なお、公にすることによる支障は、アからオまでに限定されるものではなく、公にすることにより支障が生ずる場合には、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示となる。

3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らし、保護する利益がある場合に限り不開示となることとの趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

4 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障を比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

この場合、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

5 本号ア中、「監査、検査、取締り」とは、実施機関が権限に基づいて行う監査、立入等の検査、法令違反の取締りをいうものであるが、監督、調査、指導等「監査、検査、取締り」以外の名称を用いている場合であっても、実施機関が権限に基づいて行う監査、検査、取締りの実質を備えているものは、これに該当する。

6 本号ア中、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすることにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にし、又は行政客体における法令違反行為若しくは妥当性を欠く行為を助長させるなどのおそれをいう。これは、正確な事実を把握し、その事実に基づく適正な評価、判断、決定等を確保する趣旨である。

7 本号イ中「交渉」とは、利害関係がある相手方との話し合い、折衝、相談等をいい、具体的には、損失補償、損害賠償に係る交渉、土地等の売買に係

る交渉、企業誘致に係る交渉等がある。

8 本号イ中「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づく審査請求等をいう。

9 本号イ中、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務又は事業において、これらの対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、このような事務又は事業は、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する趣旨である。

10 本号ウ中、「その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれ、あるいは試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。これは、調査研究の成果については、社会、市民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるため、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにする趣旨である。

11 本号エ中、「人事管理に係る事務」とは、任用、分限・懲戒、服務等職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務をいい、採用に係る事務も含まれる。

12 本号エ中、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれなどをいう。これは、人事管理に係る事務について、組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で、当該組織の独自性を確保する趣旨である。

13 本号オの事項について、市を含む地方公共団体若しくは国が経営する地方公営企業若しくは国営企業又は地方独立行政法人若しくは独立行政法人等の

場合、第 3 号の事業活動情報と基本的に共通するものではあるが、市等の地方公共団体又は国が経営するもの又は地方独立行政法人等であることから、説明する責務が全うされるようにするため、本条第 3 号の規定に含めることなく事務又は事業に関する情報として処理することとしたものである。

第8条 部分開示

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報が記録されている部分以外の部分を開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、開示請求された公文書の一部に不開示情報が含まれている場合に、全体を不開示とすることなく、開示可能な部分は開示すべきことを定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

- (1) 公文書の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、当該公文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該公文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。
- (2) 「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ」とは、不開示情報が記録されている部分を容易に当該部分の内容が分からないようにマスキング等を施し、公文書から物理的に除くことができることをいい、公文書のどの部分に不開示情報が記録されているかという記録

部分の区分が困難な場合、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合には、部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

したがって、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に区分できない場合や、容易に区分できる場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができないとき（電磁的記録の中には、このように区分することが容易でも、除くことが技術的に困難なものがあり得る。）は、公文書の全部を開示しない旨の決定を行うこととなる。

- (3) 「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報を除いた残りの部分が、情報としての意味をなさない文字、数字、符号等の羅列であると客観的に認められる場合等をいう。なお、「有意の情報」の判断に当たっては、開示請求の趣旨によらず、客観的に判断するものとする。

2 第2項関係

- (1) 特定の個人を識別することができる情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

このため、第1項の規定だけでは、特定の個人を識別することができる情報については全体として不開示となることから、個人を識別させる氏名等の部分を削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、特定の個人を識別することができる情報についての特例を定めたものである。

- (2) 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の特定の個人を識別させる部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。（カルテ、反省文等一般に知られたくないという性質を有す個人の人格と密接に関わる情報や、個人の未公表の著作物等の情報は、個人を識別させる部分を除いたとしても、公にするとなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。）

- (3) 「同号の情報に含まれないものとみなして」とは、特定の個人を識別させる部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人を識別させる部分を除いた部分は、条例第7条第2号の個人情報には含まれないものとみなす趣旨である。したがって、この場合においては、個人を識別させる部分を除いた部分については、同号以外の不開示条項に該当しない限り開示しなければならない。

【運用】

- 1 電磁的記録の一部に不開示情報が記録されている場合において、電磁的記録のまま開示しようとする、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分との区分自体は容易であるとしても、両者を分離した形での開示が技術的に困難な場合がある。このような場合には、本条第1項の規定により電磁的記録のまま部分開示を行う義務がないこととなる。しかし、このような場合であっても、実施機関は、条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、その写し（用紙に出力したもの）により部分開示を行わなければならない。
- 2 本条第2項の適用に当たっては、氏名、住所などの特定の個人が直接識別される情報が記録されている部分を除いたとしても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る場合もあるため、慎重に検討する必要がある。

第9条 公益上の理由による裁量的開示

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、条例第7条各号により開示が禁止されている情報について、実施機関の高度な行政的判断により、裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度な行政的判断により開示することができることを定めたものである。
- 2 条例第7条第1号の法令秘情報については、法令等によって開示が禁止されている情報であり、本条例による開示の余地がないものであるから、裁量的開示の対象から除くことを確認的に規定したものである。
- 3 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条第2号（個人情報）のただし書の規定、同条第3号（法人等情報）のただし書の規定による人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合をいう。

なお、実施機関が、開示することの公共的な利益を判断するに当たっては、条例第7条各号の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を慎重に考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならない。

第 10 条 公文書の存否に関する情報

第 10 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにし、開示又は不開示を決定すべきであるけれども、本条は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めるものである。

【解釈】

- 1 「当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、開示請求に対し、当該公文書は存在するが不開示とする、又は、当該公文書は存在しないと回答するだけで、本来的に不開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

例えば、特定の個人を名指しして、生活保護の受給記録を請求した場合、当該受給記録は条例第 7 条第 2 号に規定する個人に関する不開示情報に該当することを理由として、不開示と回答すれば当該個人が生活保護を受給していたという事実が明らかになり、当該個人のプライバシーを侵害することになってしまう。このような場合に、個人のプライバシーの侵害等を防止するため、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとしたものである。

- 2 本条により開示請求を拒否するときは、条例第 11 条第 2 項の規定により開示をしない旨の決定を行うこととなり、同条第 3 項の規定により必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要がある。

理由の付記については、不開示とする根拠規定を条例第 10 条該当とし、存

否を答えることができない旨の記載とともに、当該文書が仮にあるとした場合、条例第7条のどの不開示情報に該当するかを記載する。

例えば、「当該文書の存否を答えること自体が個人情報情報を公にすることとなり、条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、条例第7条第2号に該当し不開示になる文書であるため」のように記載する。

- 3 開示請求を拒否するときは、開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であり、この規定は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることで、不開示情報として守られるべき利益が害されてしまうときにおける例外的措置を定めたものであるもので、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されるようなことのないようにしなければならない。
- 4 この規定を適用して開示請求を拒否しようとする場合にあっては、事前に、当該情報の内容及びこの規定を適用する理由を明らかにした上で、情報公開担当に、その適否について協議するものとする。

第 11 条 開示請求に対する措置

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前 2 項の場合において、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、その理由を記載した書面により、前 2 項の通知をしなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を同項の書面により通知するものとする。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答の義務及び手続を定めたものである。

【解釈】

1 「その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

2 「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）」とは、開示請求に係る公文書について、その全てを開示しない場合

（開示請求に係る複数の公文書のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る公文書の全てを開示しないときを含む。）をいい、具体的には、次のとおりである。

なお、いずれの決定も処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。

- (1) 開示請求に係る公文書の全部に不開示情報が記録されているため、全て不開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- (2) 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否する場合
- (3) 開示請求に係る公文書を当該実施機関が保有していない場合
- (4) 開示請求書に形式上の不備がある場合など、開示請求が不適法であることを理由として公文書の開示をしないとき。

3 第3項中、「当該理由の提示」については、次の点に留意するものとする。

- (1) 本項における公文書の開示をしない理由の記載は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためである。

理由の記載は、適法に不開示決定及び部分開示決定をするための要件である。したがって、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の決定は、瑕疵ある処分となるため、その適用の基礎となった事実関係を踏まえて、不開示情報が明らかにならない限度でできる限り具体的に記載しなければならない。

- (2) 単に条例第7条各号の不開示条項のいずれかに該当することを明らかにするだけでなく、事案の内容に応じて、どの部分（情報）がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由を明らかにする必要がある。また、複数の不開示条項に該当する場合には、その全てについて記載するものとする。
- (3) 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否する場合は、当該公文書が仮に存在するとした場合に適用することとなる

不開示条項を示し、当該公文書の存在を明らかにすることがなぜ不開示情報を開示することになるのかを示さなければならない。

- (4) 開示請求に係る公文書を保有していない場合は、「作成・受領していない」「保存期間が満了し廃棄」等、保有していない理由を具体的に明らかにしなければならない。

- 4 「開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、開示しない理由がなくなる期日が確定している場合（おおむね1年程度）をいい、到来することが確実であってもその期日が不確定なものはこれに該当しない。

なお、この期日の明示については、開示請求に係る公文書を当該期日に開示するという決定ではないため、開示請求者がなお開示を希望する場合には、その期日の経過後に、改めて公文書の開示請求を行う必要がある。

【関係規程】

○浦安市情報公開条例施行規則

（公文書開示決定通知書等）

第3条 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 浦安市公文書開示決定通知書（別記第2号様式）
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 浦安市公文書部分開示決定通知書（別記第3号様式）

2 条例第11条第2項に規定する書面は、浦安市公文書不開示決定通知書（別記第4号様式）とする。

○浦安市公文書開示事務取扱要領

第5 開示決定等

1 内容の検討

所管課は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に記録されている情報が条例第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」とい

う。)に該当するかどうかを検討するものとする。

6 開示決定等の決裁

開示決定等は、原則として、所管部長の専決とし、法務文書課長の合議を必要とする。

なお、当該起案文書には、次の書類を添付する。

- (1) 浦安市公文書開示請求書（規則第1号様式）
- (2) 浦安市公文書開示決定通知書（規則第2号様式）、浦安市公文書部分開示決定通知書（規則第3号様式）又は浦安市公文書不開示決定通知書（規則第4号様式）（以下「決定通知書」という。）の案
- (3) 開示の請求に係る公文書の写し（黒塗り前・黒塗り後）
- (4) 開示の可否の決定期間の延長等がなされた場合は、その起案文書の写し
- (5) 第三者からの意見聴取を行った場合は、第三者から提出された公文書の開示決定等に係る意見書（規則第8号様式又は規則第9号様式・別紙）、参考資料及び浦安市公文書の開示に係る通知書（規則第10号様式）の写し

8 浦安市公文書開示決定通知書（規則第2号様式）の記載方法

(1) 「公文書の名称」欄

開示請求書の「開示請求する公文書の名称又は具体的な内容」の欄に記載された事項をそのまま記載するのではなく、開示請求に係る公文書の件名を正確に記載する。

(2) 「求めることができる開示の実施方法と実費相当の見込額」欄

ア 開示請求者が求めることができる開示の方法ごとに、開示請求に係る公文書を全て開示した場合に要する実費相当の見込額を記載する。

この場合において、開示請求書に希望する開示の方法が記載されているときや、開示請求者との電話等による事前の調整により希望する開示の方法が明らかであるときは、希望する開示の方法の範囲内で求めることができる開示の方法とこれに伴う実費相当の見込額を記載する。

イ 電磁的記録の写しの交付については、電磁的記録の種類、規格等をあわせて記載する。

(3) 「開示の日時及び場所」欄

ア 公文書の開示を行う日時は、開示決定の通知書が開示請求者に到達するまでの日数等を考慮した上で通常の勤務時間内の日時を指定する。この場合において、開示請求者と事前に電話等により打ち合わせるなどして開示請求者の都合のよい日時を指定するよう努める。なお、開示請求者との調整によって開示する日時が指定された場合には、速やかに法務文書課情報公開室に連絡するものとする。

イ 公文書の開示を行う場所は、原則として情報公開室とする。

ただし、電磁的記録等を開示するための専用機器が情報公開室に備え置かれていない場合や事務に支障がある等の場合は、所管課は、法務文書課と協議の上、公文書の開示を行う場所を指定する。

(4) 「郵送料の見込額」欄

開示請求者の求めることができる写しの交付の方法ごとに、開示請求に係る公文書の写しを全て送付した場合の郵送料の見込額を記載する。ただし、開示請求者が郵送による開示を求めていることが明らかである場合は、本欄への記載は要しない。

(5) 「備考」欄

条例第13条の規定に基づき決定期間を延長した場合における残りの公文書に係る決定期限等を記載する。

9 浦安市公文書部分開示決定通知書（規則第3号様式）の記載方法

(1) 「開示することができない部分及び理由」欄

条例第7条の各号のうち該当する不開示条項及び理由を記載する。

複数の不開示条項に該当する場合には、該当する不開示条項ごとに理由を記載する。

(2) 審査請求の教示

審査請求は、原則として条例第11条の決定をした実施機関に対して行うこととなるが、消防長にあっては市長に対して行うこととなる。

(3) その他

前記 8 の公文書開示決定通知書の場合と同様の方法で記載する。

なお、審査請求があった場合に備え、押印後に当該通知書の写しを取り、各課で保存すること。

10 浦安市公文書不開示決定通知書（規則第 4 号様式）の記載方法

(1) 「公文書の名称」欄

前記 8 の公文書開示決定通知書の場合と同様の方法で記載する。ただし、開示請求に係る公文書が存在しない場合又は条例第10条に基づいて開示請求に係る公文書の存在を明らかにしないで開示請求を拒否する場合は、公文書開示請求書の「開示請求する公文書の名称又は具体的な内容」の欄に記載された事項をそのまま記載する。

(2) 「開示することができない理由」欄

ア 条例第 7 条の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する不開示条項及び理由を記載する。なお、複数の不開示条項に該当する場合には、該当する不開示条項ごとに理由を記載する。

イ 開示請求に係る公文書が存在しない場合は、その旨及び実施機関において当該公文書が存在しない理由を記載する。

なお、当該公文書が存在しない理由としては、「作成していない」、「取得していない」、「廃棄済み」等がある。

ウ 条例第10条に基づいて開示請求に係る公文書の存在を明らかにしないで開示請求を拒否する場合は、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条の規定が保護しようとしているどのような権利利益が損なわれることとなるかということ及びその理由を記載する。

エ その他次に掲げる理由等により開示請求を拒否する場合においても原則として不開示決定を行うこととし、これらの理由を「開示することができない理由」の欄に記載する。

a 開示請求に係る公文書が条例第 2 条第 2 項に規定する開示請求の対象となる公文書に該当しないこと。

b 開示請求に係る公文書が条例第17条（他制度との調整）に該当す

るために条例上の開示を行わないこと。

- c 相当の期間を定めて開示請求者の開示請求書の補正を求めた場合において、開示請求者が当該期間内に補正に応じないため、公文書を特定することができないこと。

(3) 審査請求の教示等

前記9の公文書部分開示通知書の場合と同様とする。

なお、審査請求があった場合に備え、押印後に当該通知書の写しを取り、各課で保存すること。

11 通知書の送付

(1) 開示請求者への通知書の送付

所管課は、開示決定等（公文書開示決定、公文書部分開示決定又は公文書不開示決定）を行った場合は、速やかに通知書を作成し、これを遅滞なく開示請求者に送付する。ただし、開示決定（公文書開示決定、公文書部分開示決定）を行った場合において、開示請求者から申出があったときは、公文書の開示を行う際に、開示請求者に対して直接、通知書を交付することができる。

(2) 開示方法等申出書の送付

所管課は、開示決定等に係る通知書を開示請求者に送付する場合には、浦安市公文書開示実施方法等申出書（規則第11号様式）及び浦安市公文書再開示申出書（規則第12号様式）を同封する。

ただし、開示請求の段階において既に希望する実施方法を明示している場合には、それを変更する意思表示がない限り、当該送付を行わないものとする。

(3) 法務文書課（情報公開室）への通知書の写しの送付

所管課は、開示請求者へ開示決定等に係る通知書を送付した場合には、その通知書の写しを開示する公文書に添えて法務文書課情報公開室に送付する。

第 12 条 開示決定等の期限

- 第 12 条** 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、前項に規定する期間内に、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき期限（開示請求があった日から起算して15日）及び延長可能な期限（開示請求があった日から起算して最大60日）を定めるものである。

【解釈】

- 1 「開示請求があった日」とは、開示請求書が当該請求を取り扱うこととされている総合窓口（情報公開室）に到達し、実施機関が了知可能な状態になった日をいう。
- 2 開示決定等の通知は、迅速に行われることが望ましいことから、開示請求があった日から起算して15日以内としたものであるが、この期間は限度を定めたものであるから、実施機関は、開示請求があったときから開示決定等を行うまでの期間をできる限り短くするよう努めなければならない。
- この場合において、15日目（期間の満了日）が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たるときは、その翌日に満了するのが原則である。
- 3 「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、開示請求書に形式上の不備があっても、補正を求めないときは、原則どおり開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を

行わなければならない。

なお、補正を求めた場合であっても、開示請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があった時点以降は、もはや補正に必要な期間とはいえないので、停止していた期間が再び進行することになる。

4 「その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示を行うかどうかの決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。

- (1) 大量の公文書の開示請求があり、当該請求に係る公文書の全てについて期間内に開示するかどうかの判断をすることが困難な場合
- (2) 一度に多くの種類の公文書の開示請求があり、当該請求に係る公文書を短期間に検索することができない場合、又は開示請求された公文書の内容が複雑で開示・不開示の検討に時間を要する場合
- (3) 公文書に個人、法人等の市以外のものの情報が記録されているため、当該市以外のものに意見提出の機会を付与するなどの必要がある場合
- (4) 天災等予測し難い突発的な事由により業務に支障を来し、開示決定等を行うことが困難な場合
- (5) 年末年始等事務を行わない期間があるときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等を行うことが困難な場合

5 「同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる」とは、やむを得ない理由により15日以内に開示決定等を行うことが困難である場合には、開示請求があった日から起算して60日（15日＋45日）を限度として決定期間を延長することができるとしたものである。なお、この期間を再度延長することはできない。

【関係規程】

○民法

第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

○浦安市の休日を定める条例

(市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

○浦安市情報公開条例施行規則

(開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、浦安市公文書開示決定等期間延長通知書（別記第5号様式）とする。

第 13 条 開示決定等の期限の特例

第 13 条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は算入しない。）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書が著しく大量であって、その全てについて前条の定める期間内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずることを避けるため、開示決定等の特例を定めたものである。

【解釈】

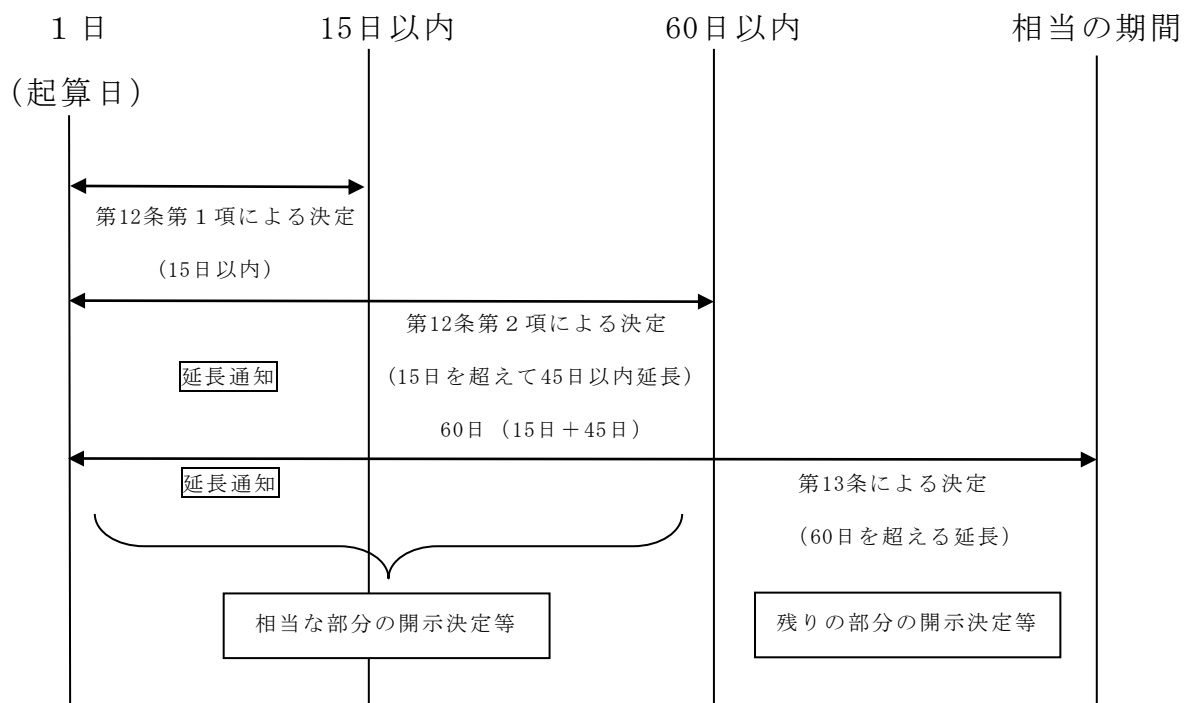
- 1 「開示請求に係る公文書が著しく大量」であるかどうかは、一件の開示請求に係る公文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによる訳ではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日時等の状況をも考慮した上で判断されるものである。
- 2 「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する課が遂行すべき通常の事務に容認できない程度の遅滞を来すことをいう。
- 3 「相当の部分」とは、実施機関が通常60日以内に処理することができる分量であり、かつ、ある程度のまとまりのある部分をいう。
- 4 「相当の期間」とは、残りの公文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。
- 5 「同条第1項に規定する期間」とは、条例第11条第1項に規定する期間内

(15日以内)に開示請求者に通知するものとする。

【運用】

＜開示請求から開示決定等までの日数＞

開示請求が
あった日



条例第12条第2項（15日を超え45日以内延長）及び条例第13条（60日を超える延長）の延長による決定は、条例第12条第1項の規定による期間内（15日以内）に書面により通知する必要がある。また、延長後の再延長はできないものである。

なお、条例第13条を適用する場合は、開示請求に係る公文書のうちの相当な部分については、60日以内に開示決定等を行い、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等を行う。

【関係規程】

○浦安市情報公開条例施行規則

（開示決定等期間特例延長通知書）

第5条 条例第13条に規定する書面は、浦安市公文書開示決定等期間特例延長通知書（別記第6号様式）とする。

第 14 条 事案の移送

第 14 条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求を受けた実施機関が、当該事案を他の実施機関に移送する場合の要件、手続、効果について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る公文書に他の実施機関の事務又は事業に密接に関連する情報が記録されており、他の実施機関に判断を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる等の合理的な理由をいう。

(2) 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行う

こととなる。

- (3) 「事案を移送した旨を書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

2 第2項関係

「移送前にした行為」とは、条例第6条第2項の規定により補正を求めた場合など本条例に基づき移送前にした行為全てをいい、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送後においては移送を受けた実施機関の行為とみなされる。

なお、移送を受けた実施機関は、原則として、移送をした実施機関に開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないことに特に留意する必要がある。

3 第3項関係

「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」としているのは、移送を受けた実施機関が開示請求に係る公文書を保有していない場合があること等を想定し、そのような場合には、移送をした実施機関は、移送を受けた実施機関に当該公文書を貸与する等開示の実施に必要な協力をすべきことを義務付けたものである。

【関係規程】

○浦安市情報公開条例施行規則

(事案移送通知書)

第6条 条例第14条第1項に規定する書面は、浦安市公文書開示事案移送通知書（別記第7号様式）とする。

○浦安市公文書開示事務取扱要領

第4 事案の移送

1 事案の移送の協議

所管課は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなど、他の実施機関において開示決定等を行うことが適当と認めるときは、速やかに、当該他の実施機関と事案の移送について協議を行

うものとする。

2 事案の移送の決定

実施機関相互の協議が整った場合は、事案の移送の決定を行い、移送をする実施機関は、移送先の実施機関に対し、その旨を文書で通知するものとする。

3 開示請求者への通知等

- (1) 事案の移送をした場合には、所管課は、浦安市公文書開示事案移送通知書（規則別記第7号様式）により、速やかに開示請求者に対して通知するものとする。

なお、事案の移送は、本市内部の問題であり、開示決定等の期限は、当初の開示請求の時点から起算されることに注意すること。

- (2) 事案の移送をした場合は、所管課は、事案移送通知書の写しを法務文書課に送付するものとする。

第 15 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第 15 条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（この項、第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合は、当該第三者の権利利益を保護するとともに、開示の是非の判断の適

正を期するために、開示決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与すること及び開示決定を行う場合に、当該第三者が開示の実施の前に当該開示決定について争う機会を保障するための措置について定めたものである。

【解釈】

1 任意的意見の聴取

第1項は、開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、開示決定等の判断の適正を期するために、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることによって開示決定等の慎重かつ公正を確保するためである。

ただし、実施機関に対して、当該情報に係る第三者に意見書を提出する機会を付与することを義務付けたものではない任意的意見聴取をいうものであり、また、意見書を提出した第三者に、開示決定等について同意権を与えたものではない。

「意見書を提出する機会を与える」とは、第三者に対し意見書を提出することができる旨、原則として書面により、輕易な場合には口頭により、通知することをいうが、口頭により通知した場合において開示に反対の意思が明らかになったときは、反対意見書の提出について説明するものとする。

2 義務的意見の聴取

第2項は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、条例第7条第2号イ、同条第3号ただし書又は第9条の規定により開示しようとするときは、第三者の権利利益を保護する観点から、当該第三者に意見書を提出する機会を付与することを実施機関に義務付けた必要的意見聴取をいうものである。

3 第3項は、第1項又は第2項の規定により反対意見書を提出したものに対し、開示決定に対する審査請求又は訴訟を提起する機会を確保するため、実施機関は、開示決定の日と開示を実施する日との間に一定期間を置き、かつ開示決定をした旨等を通知しなければならないことを定めたものである

る。

- (1) 「開示に反対の意思を表示した意見書」とは、意見書において開示を望まない意思が明らかであれば足りるものである。
- (2) 「開示決定をするとき」とは、反対意見書を提出したものに関する情報のうち反対の意思を表示した部分を開示することとなる決定をする場合をいう。
- (3) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、反対意見書を提出した第三者が公文書の開示決定の取消しを求め、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内に提起しなければならない）あるいは行政不服審査法に基づく不服申立て（審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない）をすることが可能となる相当の期間を設けることが必要であることと反対意見書を提出したものの利益と開示請求者の迅速な開示への期待とを比較衡量する必要がある。
- (4) 「書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

【運用】

1 公文書の開示請求を行う者は、当該公文書に記録された第三者との間に利害関係を有する場合もあることから、意見書の提出の機会を付与された第三者が、開示請求者を特定できる可能性も生じる。開示請求者が誰であり、どのような開示請求を行っているかということは、情報公開制度上保護されるべきものであるため、第三者に意見書提出機会の付与をする場合には、開示請求者が特定されないよう十分な配慮が必要である。

2 意見書の提出の機会の付与手続

ア 条例第15条第1項及び同条第2項による意見書の提出の機会の付与に当たっては、第三者に係る情報が記録されている公文書の開示の請求が行われたことを規則第8号様式（同条第2項にあっては規則第9号様式）の意見照会書により当該第三者に通知し、これに対する意見を規則

第8号様式別紙（同条第2項に対する意見にあつては規則第9号様式別紙）の開示決定等に係る意見書により提出することを求めることにより行うものとする。この場合において、請求者の氏名、住所等については、当該第三者に知らせてはならない。

イ 開示請求者の権利保護を図るため、意見書は速やかに提出するよう、当該第三者に協力を求めるものとする。

3 第三者が開示決定に反対の意思を表示した場合の取扱い

ア 第三者が開示決定に反対の意思を表示した意見書を提出した場合には、公文書を所管する課等（以下「所管課」という。）においては、当該意見書の内容を慎重に検討し、条例第7条の規定に照らし、開示決定等を行う。

イ 第三者が開示決定に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日の翌日から起算して、15日目以降に開示を実施するものとする。

4 第三者への通知

所管課は、開示の決定をしたときは、開示に反対の意見書を提出した第三者に対し、規則第10号様式の開示に係る通知書により通知するものとする。

【関係規程】

○浦安市情報公開条例施行規則

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知事項等）

第7条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る公文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第1項の規定による通知は、浦安市情報公開条例第15条第1項の規定による意見照会書（別記第8号様式）により行うものとする。ただし、市長が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求に係る公文書の名称
 - (2) 開示請求の年月日
 - (3) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
 - (4) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 4 条例第15条第2項に規定する書面は、浦安市情報公開条例第15条第2項の規定による意見照会書(別記第9号様式)とする。
- 5 条例第15条第3項に規定する書面は、浦安市公文書の開示に係る通知書(別記第10号様式)とする。

○浦安市公文書開示事務取扱要領

第6 第三者に関する情報の取扱い

1 第三者に対する意見書提出の機会の付与

開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、慎重かつ公正な開示決定等を行うため、必要に応じ、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報が記録されている公文書について開示請求があった旨を通知し、意見書を提出する機会を与えること（以下「意見照会」という。）ができる。ただし、条例第15条第2項に規定する場合は、当該第三者の所在が判明しない場合を除き、第三者に対する意見照会を行わなければならない。

(1) 意見照会により第三者に意見を求める事項

意見照会により第三者に意見を求める事項は、次のとおりとする。

- ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）については、プライバシー侵害の有無
- イ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報については、権利、競争上の地位その他正当な利益の侵害の有無
- ウ その他必要と認める事項

(2) 意見照会の方法

ア 意見照会は、第三者に対して、当該第三者に関する情報が記録されている公文書について開示請求があった旨を浦安市情報公開条例第15条第1項の規定による意見照会書（規則第8号様式）又は、口頭により通知し（条例第15条第2項の規定に基づいて意見照会を行う場合は、意見照会書による通知に限る。）、原則として公文書の開示決定等に係る意見書（規則第8号様式・別紙）その他の文書での回答を求めることにより行うものとする。

イ 前記アにより第三者に意見照会をした場合、回答は2週間以内に行うよう協力を求めるものとし、意見照会書に回答期限を明記する。

(3) 調査書の作成

口頭で意見照会を行った場合又は第三者が口頭で意見を述べた場合は、所管課は、次に掲げる事項を記録した調査書を作成するものとする。

ア 当該第三者の氏名又は名称及び住所又は所在地

イ 意見照会実施年月日

ウ 意見照会又は意見の内容

エ その他必要な事項

2 開示決定をした旨の通知

(1) 所管課は、第三者から公文書の開示に反対の意思を表示した意見書が提出された場合において開示決定（全部開示決定又は部分開示決定）をしたときは、当該第三者に対し、浦安市公文書の開示に係る通知書（規則第10号様式）によりその旨を通知するものとする。

(2) 所管課は、第三者から意見書が提出された場合において不開示決定をしたときは、当該第三者に対し、その旨を書面又は口頭により通知するものとする。

第 16 条 開示の実施

第 16 条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に関示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、開示がどのような方法で実施されるのか、及び開示を受ける者が開示の方法の申出をする場合の手続について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係は、開示の方法について定めたものである。

(1) 説明責任を全うし、開示請求者の利便の向上を図るためには、可能な限り開示請求者の希望する方法で公文書が開示されることが望ましい。しかし、一方で、公文書の開示には技術上の問題、コストの問題、事務処理上の問題等が存在する場合があるため、全ての場合において開示請求者の希望する方法で公文書を開示することは困難が伴うこととなる。

このため、本項は、本条例施行規則別表において、公文書の種別ごとに、開示の方法として適正なものを「閲覧」、「視聴」、「聴取」及び「写しの交付」の4つの方法の中から定めたものである。

(2) 電磁的記録の開示には、汎用コンピュータのデータの開示のために新たなプログラムを組む必要がある場合や、プライバシーの保護や原本の保護（情報の改ざん防止等）を図る必要がある場合等が考えられる。このため、電磁的記録に係る開示の方法については、(1)に加えて、次のような制限を加える必要がある。

ア 電磁的記録の開示を、実施機関がその保有するプログラムにより行うことができるものに限定する。

イ 電磁的記録を映写又は再生する機器を、専用機器（開示を受けるものの閲覧、視聴又は聴取の用に供するために、実施機関により備え置かれているもの）に限定する。

(3) 「当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、公文書の形態・形状から公文書が汚損され、又は破損されるおそれのある次のような場合をいう。

ア 紙の文書又は図画の一部に不開示情報が記録されており、原本のまま開示したのでは、開示後に不開示部分に貼った紙をはがすことにより原本を破損するおそれがあるとき。

イ フロッピー等電磁的記録に記録された情報の改ざん防止など原本の保護を図る必要があるとき。

(4) 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

ア 条例第8条の規定により部分開示を行う場合であって、電磁的記録の一部に不開示情報が記録されており、電磁的記録のままでは、技術上の理由により不開示情報が記録されている部分を除いて開示することが困難であるとき。

イ 常用の公文書を開示することにより、日常の業務に支障が生ずるとき。

ウ その他実施機関において相当の理由があるとき。

2 第2項は、開示決定に基づき公文書の開示を受ける者が、当該開示決定をした実施機関に対し、公文書の開示の実施の方法等を申し出ることを義務付けたものであり、この申出は、条例第11条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならないが、開示請求の段階において既に

希望する実施方法を明示している場合には、それを変更する意思表示がない限り、改めて申し出る必要はないものである。

- 3 第3項は、開示請求者が公文書の開示を受けに来ないことにより当該公文書の開示に係る事案がいつまでも完結しないという事態が発生することを避けるために、第2項の規定による申出に期限を設けたものである。

公文書の開示を受けようとするものが、正当な理由なく、本項に定める期間内に開示の方法等の申出を行わなかった場合には、改めて開示請求を行うこととなる。

- 4 第4項は、開示決定に係る公文書について、例えば、まず閲覧してから写しの交付を受けるかどうか判断したいという場合、公文書が大量で一部分について写しの交付を受けてから残りの部分についての写しの交付を受けるかどうか判断したいという場合などに、開示請求者の利便を図るため、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、複数回の開示請求を認めることとしたものである。

なお、原則として、既に開示を受けた公文書（その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該公文書について求めることはできないことに留意すること。

- 5 視聴覚障がい者への対応

視聴覚障がい者への公文書の開示に際しては、可能な範囲で、文書についてはその内容を読み上げる等、請求者への利便に配慮するよう努めるものとする。

【関係規程】

○浦安市情報公開条例施行規則

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第8条 条例第16条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、市長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第9条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る公文書の開示の実施の方法

(2) 開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法

(3) 開示決定に係る公文書の交付の方法

2 条例第16条第2項の規定による申出は、浦安市公文書開示実施方法等申出書(別記第11号様式)によるものとする。

(更なる開示の申出)

第10条 条例第16条第4項の規定による申出は、浦安市公文書再開示申出書(別記第12号様式)によるものとする。

2 前項の場合において、既に開示を受けた公文書につき採られた開示の実施の方法と同一の方法を当該公文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(公文書の開示)

第11条 公文書の開示は、市長が浦安市公文書開示決定通知書又は浦安市公文書部分開示決定通知書により指定した日時及び場所で行うものとする。

2 公文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該公文書を丁寧に取り扱うとともに、汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷してはならない。

3 市長は、公文書の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しを交付する場合における当該写しの交付部数は、公文書1件につき1部とする。

○浦安市公文書開示事務取扱要領

第7 開示の方法

開示の方法は、次のとおりとする。

1 文書又は図画の開示方法

(1) 閲覧

ア 紙の文書又は図画

a 紙の文書又は図画の閲覧は、これらの原本を指定した場所で閲覧に供することにより行う。ただし、条例第16条第1項ただし書の規定により公文書の写しを閲覧に供するときは、用紙に複写したものを閲覧に供するものとする。

b 紙の文書又は図画を閲覧に供する場合の部分開示は、次の方法により行うものとする。

① 開示部分と不開示部分がページ単位で区分できるときは、不開示部分に係るページを除いて閲覧に供するものとする。

② 開示部分と不開示部分が同一ページにあるときは、あらかじめ当該公文書の写しを作成し、開示することができない部分を黒塗りにしたものを閲覧に供するものとする。

イ マイクロフィルム

- a 専用機器により映写することによるマイクロフィルムの閲覧は、マイクロフィルムリーダーの通常の用法により行うものとする。
- b マイクロフィルムの一部に不開示情報が記録されており、専用機器により映写したものの閲覧では、技術上の理由により、不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、用紙に印刷したものを閲覧に供するものとする。
- c 用紙に印刷することによるマイクロフィルムの閲覧は、紙の文書又は図画の閲覧と同様の方法で行うものとする。

ウ 写真フィルム又はスライド

写真フィルム又はスライドの閲覧については、これらのフィルムそのものを指定の場所で閲覧に供することにより行い、その写し（印画紙に印画したもの）による閲覧は行わない。

(2) 写しの交付

- ア 文書又は図画の写しは、原則として、所管課において作成する。
- イ 多色刷りによる写しの交付は、開示請求者から申出のあった場合にのみ行う。
- ウ 紙の文書又は図画の写しの作成は、対象公文書の原寸により行うものであるが、開示請求者からの申出があり、かつ複写作業に著しい支障をきたさないと実施機関が認めたときは、B5判、A4判、B4判又はA3判のいずれかの規格に拡大又は縮小することにより写しを作成し、交付することができる。ただし、複数ページを合成して1枚の写しを作成することはしない。
- エ 写真フィルム又はスライドの写しの作成は、専門の業者に委託することにより行う。この場合において、委託に係る事務は原則として所管課において行う。

2 映画フィルムの視聴の方法

- (1) 映画フィルムの視聴は、映写機の通常の用法により行うものとする。
- (2) 映画フィルムの一部に不開示情報が記録されており、技術上の理由

により、不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、開示を行わない。

3 録音テープ等の開示方法

- (1) 録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又は録音ディスク（以下「録音テープ等」という。）の視聴又は聴取は、再生機器の通常の方法により行うものとする。
- (2) 録音テープ等を専用機器で再生することにより視聴又は聴取に供する場合は、原本保護の観点から、原則として、録音カセットテープ、ビデオカセットテープその他の専用機器において再生できる電磁的記録媒体にいったん複写し、これを専用機器で再生したものを視聴又は聴取に供するものとする。
- (3) 録音テープ等の一部に不開示情報が記録されており、技術上の理由により、不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、開示を行わない。
- (4) 録音テープ等の写し（電磁的記録媒体に複写したもの）は、原則として、所管課において作成する。

4 その他の電磁的記録の開示方法

前記2及び3以外の電磁的記録の開示の方法は、次のとおりとする。

- (1) 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - ア 用紙に出力することによる電磁的記録の閲覧又は写しの交付は、紙の文書又は図画の場合と同様の方法で行うものとする。
 - イ 画面のハードコピー（画面に表示されている状態をそのまま用紙に出力したものをいう。）による写しの作成は行わない。
- (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ア 専用機器により再生することによる電磁的記録の閲覧又は視聴は、再生機器の通常の方法により行うものとする。
 - イ 電磁的記録を専用機器により閲覧又は視聴に供する場合は、原本保護の観点から、原則として、フロッピーディスク、光ディスクその他の専用機器において再生できる電磁的記録媒体にいったん複写し、こ

れを専用機器で再生したものを閲覧又は視聴に供するものとする。

ウ 電磁的記録の一部に不開示情報が記録されており、技術上の理由により、不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、用紙に出力したものを開示するものとする。この場合において、用紙に出力することができないときは、開示を行わない。

第8 開示の実施方法等の申出及び開示の実施

2 開示の実施

開示の実施に係る事務は、次のとおり行うものとする。

(1) 窓口において開示を行う場合

ア 公文書の開示を行う場所は、原則として情報公開室とする。ただし、電磁的記録等を開示するための専用機器が情報公開室に備え置かれていない場合や事務に支障がある等の場合はこの限りではない。

イ 公文書の開示に当たっては、原則として、所管課の職員及び法務文書課の職員が立ち会うものとする。ただし、開示請求者が同意した場合は、所管課の職員の立会いは要しない。

ウ 公文書の開示を実施する際には、開示請求者に対して、開示決定に係る通知書の提示を求めるとともに、開示実施方法等申出書の提出を求める（郵送により事前に開示実施方法等申出書を受けている場合を除く。）

エ 公文書の写しの交付は、費用の納付と引き換えに行う。この際、領収書を交付する。

オ 公文書の閲覧、視聴又は聴取に当たって、開示請求者が公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあるときは、公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止又は禁止を命ずるものとする。

カ 開示請求者が指定の日時に指定の場所に来なかった場合は、当該請求者に連絡し、別の日時に公文書の開示を実施するものとする。この場合において、新たに通知書は交付しないものとする。

(2) 郵送により写しを交付する場合

- ア 郵送による写しの交付は、開示請求者から写しの作成等に要する費用と郵送料の送付を受けた後、又は納付書による入金を所管課が確認した後に行う。なお、写しの作成等に要する費用は、現金、普通為替又は定額小為替により、郵送料は、郵便切手により納付する方法とする。
- イ 送付された為替等の額が写しの作成等に要する費用と郵送料のそれぞれの必要額に満たない場合は、その旨を開示請求者に連絡し、不足額に相当する額の為替等の送付を求める。
- ウ 公文書の写しを郵送するときは、領収書をあわせて送付するものとする。

第17条 他の法令等による開示の実施との調整

- 第17条** 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の規定による閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に公文書の開示についての規定があるときに、本条例による開示との関係をどのように調整するかを定めたものである。

【解釈】

- 1 第1項は、この条例の対象となる公文書であっても、他の法令等により、何人にも前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示は行わないとしたものである。したがって、法令等による閲覧制度等において請求権者が限定されている場合や写しの交付等ができない場合には、本条例が並行的に適用されることとなる。

例えば、道路法第28条第3項は、「道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない」としており、何人にも例外なく閲覧を認めているから、本条第1項本文による調整の対象になり、条例に基づく閲覧は行われなくなる。

なお、本条第1項本文による調整が行われるのは、「同一の方法で開示することとされている場合」に限られるので、道路法第28条第3項は閲覧を認

めるのみであるから、写しの交付を求められた場合については、この条例を適用することとなる。

2 「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」とは、法令等の規定において、例えば、「・・・おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」、「・・・がなければ、これを拒むことができない」とされている場合などであり、このように一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本条例の調整の対象とならないものである。

3 第2項は、他の法令等で定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用することとしたものである。例えば、都市計画法第17条第1項による都市計画の案の縦覧は、閲覧とみなし、公告の日から2週間は都市計画法の縦覧の規定が適用されることになるが、2週間を過ぎると、都市計画法の縦覧は行われないので、本条例が適用されることになる。

【運用】

法令等に基づき、何人にも公文書の閲覧が定められている例示は、次のようなものがある。

- 道路台帳（道路法第28条第3項）
- 公共下水道台帳（下水道法第23条第3項）
- 都市公園台帳（都市公園法第17条第3項）
- 建築計画概要書、築造計画概要書等（建築基準法第93条の2）

第 18 条 費用負担

第 18 条 公文書の開示に係る手数料は、これを徴収しない。

2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示を受ける者が、公文書の写しの作成等に要する費用いわゆる実費を負担しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

第 2 項の「当該供与に要する費用」は、次に掲げるとおりである。（施行規則第12条及び別表）

公文書の種類	開示の方法	金 額	徴収時期
1 文書、図画	閲覧	無料	
	写しの交付（用紙に複写したもの）	(1) 単色刷りについては、日本工業規格 A 列 3 番以内の用紙 1 枚につき 10 円 (2) 多色刷りについては、日本工業規格 A 列 3 番以内の用紙 1 枚につき 50 円	写しを交付した際
2 マイクロフィルム	閲覧（専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したもの）	無料	
	写しの交付（マイクロプリンターにより複写したもの）	日本工業規格 A 列 3 番以内の用紙 1 枚につき 10 円	写しを交付した際
3 写真フィルム	閲覧	無料	
	写しの交付（印画紙に印画したもの）	印画に要する費用の実費相当額	写しを交付した際
4 スライド	閲覧	無料	
	写しの交付（印画紙に印画したもの）	印画に要する費用の実費相当額	写しを交付した際

5 映画フィルム	視聴（専用機器により映写したもの）	無料	
6 録音テープ・ディスク	聴取（専用機器により再生したもの）	無料	
	写しの交付	当該電磁的記録媒体の購入に要する費用の実費相当額	写しを交付した際
7 ビデオテープ又は録画ディスク	視聴（専用機器により再生したもの）	無料	
	写しの交付	当該電磁的記録媒体の購入に要する費用の実費相当額	写しを交付した際
8 電磁的記録（5 から 7 までに該当するもの以外）	閲覧又は視聴（専用機器により再生したもの若しくは用紙に出力したもの）	無料	
	写しの交付	(1) 単色刷りについては、日本工業規格 A 列 3 番以内の用紙 1 枚につき 10 円 (2) 多色刷りについては、日本工業規格 A 列 3 番以内の用紙 1 枚につき 50 円	写しを交付した際

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ 1 枚として算定する。
- 2 この表中「専用機器」とは、開示を受けるものの閲覧、視聴又は聴取の用に供するために、実施機関により備え置かれたものをいう。

【運用】

公文書の写しを交付する場合は、日本工業規格 A 列 3 番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、現行では規定がないため、当分の間、日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

第 3 章 審査請求

第 18 条の 2 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第 18 条の 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、開示請求に関する審査請求は、行政不服審査法の審理員による審理の適用を除外することを定めたものである。

【解釈】

行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書では、審理員の指名について、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、適用を除外する旨規定している。

行政不服審査法に審理員による審理を行うことが定められた趣旨は、処分に関与していない者により、当該処分の妥当性を客観的に判断するためである。

審査会の審理は実施機関から独立して行われており、その答申を公表し、実施機関がその答申を踏まえつつ最終的な判断を行う仕組みは、不服申立てのより客観的で合理的な解決を図るとともに、その判断の内容及び過程の透明性を高め、行政に対する市民の信頼を確保する上でも有効と考えられる。

よって、情報公開に関する審査請求について審理員制度を採用せず、従来どおり審査会が実質審理を行い、実施機関が最終的な結論を裁決する方式を採用する。このため、行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書を適用するための「特別の定め」をしたものである。

第 19 条 審査会への諮問等

第 19 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、浦安市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が行った開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、当該審査請求を不適法として却下するとき、又は当該審査請求の全部を認容して公文書の全部を開示することとするとき以外は、審査会に諮問しなければならないこと、実施機関は、審査会からの答申を尊重して、速やかに裁決を行わなければならないことを定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

本条例においては、実施機関が行った開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、実施機関は、公正かつ客観的な判断を確保するため、審査会へ諮問を行い、審査会の答申を受けて、裁決をすべきこととしたものである。

- (1) 「開示決定等」とは、条例第11条第 1 項又は第 2 項の決定をいう。
- (2) 「開示請求に係る不作為」とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。（行政不服審査法第 3 条）

本条例に基づく開示請求に対して、相当の期間が経過したにもかかわらず開示・部分開示・不開示の決定を行わないときは、審査請求の対象となる。なお、相当の期間とは、単に決定期限を経過したことを指すのではなく、事案ごとに判断されるものである。

(3) 「審査請求があったとき」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対し、開示請求者又は公文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなるものが、行政不服審査法による審査請求を行った場合をいう。

(4) 「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下する場合をいい、このような場合においては、審査会の調査審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるので、実施機関は、諮問を要しないこととしたものである。

本号に該当する事例としては、次のような場合がある。

ア 審査請求が審査請求期間の経過後にされたものであるとき。

イ 不服申立適格のないものからの審査請求であるとき。

ウ 審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき。

(5) 第2号は、審査請求人の主張を全面的に認める場合であり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。ただし、当該公文書を開示することについて、条例第15条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により当該公文書の開示に反対する旨の意見書（反対意見書）が提出されている場合には、必ず審査会に諮問しなければならない。

2 第2項関係

「答申を受けたときは、これを尊重して」とは、審査会が、本条例及び情報公開全般に精通していること、審査請求に係る公文書の内容を実際に見分した上で審議することができることから、その救済機関としての機能に鑑み、実施機関は、審査請求に対する裁決を行うに当たっては、その答申を尊重しなければならないことをいう。

【運用】

1 第三者から審査請求があった場合の取扱い

(1) 第三者への説明

第三者に関する情報が記録されている公文書に係る開示決定に対して当該第三者から審査請求があった場合、審査請求が提起されただけでは開示の実施は停止されないので、開示の実施を停止するためには審査請求と合わせて執行停止の申立てをする必要がある旨を審査請求人に対して説明するものとする（行政不服審査法第25条を参照）。

なお、執行停止した場合には、当該審査請求に係る開示請求者にその旨を通知すること。

【関係規程】

○浦安市公文書開示事務取扱要領

第9 審査請求があった場合の取扱い

1 審査請求の受付場所

開示決定等について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があった場合の受付場所は、原則として総合窓口とする。

2 審査請求書の受付等

(1) 書面による提出指導

審査請求は、行政不服審査法第19条第1項の規定により書面によることを要し、審査請求を口頭ですることができる定めは条例においても規定していない。したがって、口頭で審査請求があったときは、書面の提出により審査請求を行うよう指導する。

なお、審査請求は、原則として「審査請求書」（別記第1号様式）により行う。また、消防長が行った処分に対する審査請求の場合は、正副2通を提出することとなっているので留意すること。

(2) 審査請求書の記載事項の審査等

審査請求書が提出されたときは、行政不服審査法に基づき、次に掲げる事項が記載されているか等の審査を行った上、審査請求書を受理するものとする。

ア 記載事項の審査

- a 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- b 審査請求に係る処分の内容
- c 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- d 審査請求の趣旨及び理由
- e 処分庁の教示の有無及びその内容
- f 審査請求の年月日
- g 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
(審査請求人が法人その他社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合。)
- h 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合には、その正当な理由（行政不服審査法第19条第5項第3号参照）

イ 不作為についての審査請求書の記載事項の確認

- a 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- b 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- c 審査請求の年月日
- d 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合)

ウ 審査請求期間及び審査請求適格の有無の審査

- a 審査請求期間内（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、又は処分があった日の翌日から起算して1年以内）の審査請求かどうか。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- b 審査請求適格の有無（処分によって直接に自己の権利利益を侵害された者かどうか）。

(3) 審査請求書の補正命令

審査の結果、審査請求が上記(2)の要件を満たさず不適法な場合で、補正することができるものであるときは、原則として、「審査請求書補

正命令書」(別記第2号様式)により、相当の期間を定めて審査請求人に補正を命じるものとする。

(4) 審査請求書の受付

審査請求書の受付は、当該審査請求書に受付印を押印して行う。また、審査請求書が郵送により送付された場合にも、上記の手順により同様の処理を行うこと。

(5) 審査請求人への説明等

審査請求書の受付後は、審査請求人に対し、審査請求書の写しを交付するとともに、受付後の事務処理等についての必要な説明を行う。

(6) 審査請求書の送付

審査請求書の受付後は、当該審査請求書の写しを法務文書課用として保管するとともに、原本を所管課に送付する。

なお、消防長が行った処分に対する審査請求の場合は、法務文書課に正本を、所管課には、副本を送付する。

3 審査請求の却下

(1) 審査請求の却下の裁決

所管課は、審査請求が次のいずれかに該当すると判断したときは、法務文書課長の合議を経て却下の裁決を行い、「裁決書」(別記第3号様式)の謄本(原本の相違ないことを記名押印を付して証した書面)を審査請求人に簡易書留郵便等により送達するとともに、その写しを法務文書課に送付する。ア 審査請求が不適法であり、かつ、補正不能である場合

ア 審査請求が不適法であり、かつ、補正不能である場合

イ 補正命令に応じなかった場合

ウ 補正命令に定める補正の期間を経過した場合

4 所管課における再検討

(1) 所管課は、審査請求があったときは、直ちに開示決定等の再検討を行うものとする。

(2) 所管課は、再検討の結果、審査請求に係る公文書の全部を開示する

ことが適当と判断した場合は、第三者から開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている場合を除き、審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の裁決を行い、直ちに審査請求人へ裁決書の謄本（原本の相違ないことを記名押印を付して証した書面）を簡易書留郵便等により送達するものとする。この場合、当該裁決書の写しを法務文書課に送付する。

なお、この場合、審査会への諮問は要しないものである。

5 弁明書等の作成・送付

(1) 弁明書の作成及び送付

所管課は、審査請求を受け付けたときは、速やかに弁明書（別記第4号様式）を作成しなければならない。弁明書は、正本及び審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を作成し、審査請求人及び参加人に副本を送付するものとする。

(2) 弁明書の記載事項

処分についての審査請求に対する弁明書には、処分の内容及び理由を、不作為についての審査請求に対する弁明書には、処分をしていない理由並びに予定されている処分の時期、内容及び理由を記載しなければならない。

(3) 反論書及び意見書の提出

ア 所管課は、弁明書の副本送付を併せて、審査請求人は反論書を、参加人は意見書を、審査庁に提出することができる旨を、それぞれ提出すべき相当の期間を定めて通知する。

イ 反論書は、正本と参加人の数に相当する通数の副本を、意見書は、正本と審査請求人の数に相当する通数の副本をそれぞれ提出しなければならない。所管課は、提出通数等に問題がないと確認し、必要に応じ、不足分を追加提出するよう求めるなどの対応をとる。

ウ 所管課は、反論書の提出があったときは、参加人に、意見書の提出があったときは審査請求人に、それぞれ副本を送付する。

6 審査会への諮問

(1) 諮問書の作成

所管課は、上記4により再検討を行った結果、なお、当該開示決定等が妥当であると判断した場合には、法務文書課長に合議の上、速やかに、次の書類を添えて、諮問書（別記第5号様式）を作成し審査会に諮問する。

なお、当該審査請求を却下する場合及び当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）には、諮問の必要はない。

ア 諮問事案の概要

イ 公文書開示請求書の写し

ウ 公文書開示請求に対する決定通知書の写し

エ 審査請求書及び添付書類の写し

オ その他必要な書類（当該審査請求の対象となった公文書の写し等）

カ 弁明書の写し

キ 反論書及び意見書の写し

(2) 諮問をした旨の通知

所管課は、審査会に諮問した場合、次に掲げるものに対し、浦安市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（規則別記第13号様式）により、諮問した旨を通知するものとする。

ア 審査請求人及び参加人

イ 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

ウ 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

7 審査会が行う調査への対応

所管課は、審査会から次の事項について求めがあった場合は、これに对应しなければならない。

(1) 開示決定等に係る公文書の提示

(2) 開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を、審査会の指

定する方法により、分類し、又は整理した資料の作成及び提出

- (3) (1)及び(2)のほか、当該諮問事案に係る意見の陳述又は資料の提出

8 審査会の答申

所管課は、審査会からの答申書が送付されたときは、当該答申書を直ちに収受するものとする。

なお、答申書については、審査会からその写しが審査請求人及び参加人に送付されるとともに、その内容が公表されるものである。

9 審査請求に対する裁決等

- (1) 審理手続の終結の通知

所管課は、審理手続を終結したときは、速やかに、審査請求人及び参加人に審理手続を終結した旨を書面（別記第6号様式）により通知するものとする。

- (2) 所管課は、答申書の送付があった場合は、これを尊重し、遅滞なく、書面（別記第7号様式の1、第7号様式の2）により審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合、所管課は、法務文書課に協議するものとする。

- (3) 所管課は、審査請求に対する裁決を行った場合は、裁決書の謄本（原本の相違ないことを記名押印を付して証した書面）を審査請求人及び参加人へ簡易書留郵便等により送達又は送付するものとする。この場合、所管課は、当該裁決書の写しを法務文書課に送付するものとする。

なお、審査請求を認容して公文書の全部又は一部を開示する場合には、裁決書の謄本と併せて開示を実施する旨の書面（規則別記第2号様式又は規則別記第3号様式に準じたもの）とし、審査請求人に送付するとともに、その写しを法務文書課に送付するものとする。

- (4) 所管課は、第三者から反対意見書が提出されている場合で、開示決定を行うときは、当該第三者に対し、書面（別記第8号様式）によりその旨を通知するものとする。この場合、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに注意すること。
- (5) 所管課は、第三者への書面による通知を行ったときは、その写しを法

務文書課に送付するものとする。

10 第三者から審査請求があった場合等の取扱い

- (1) 所管課は、第三者に関する情報が記録されている公文書に係る開示決定に対して当該第三者から審査請求があった場合には、行政不服審査法第25条第2項（第61条において準用する場合を含む。）の規定により、当該第三者の申立てにより又は職権で、開示の実施を停止するものとする。この場合は、開示請求者に対し、開示の実施を停止する旨を書面（別記第9号様式）により通知するとともに、当該第三者に対し、開示の実施を停止する旨を書面（別記第10号様式）により通知するものとする。
- (2) 第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決を行った場合は、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するため、当該審査請求に係る裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに注意すること。この場合、当該開示請求者に対し、開示を実施する旨を通知するとともに、当該第三者に対し、開示を実施する旨を浦安市公文書の開示に係る通知書（規則別記第10号様式）により通知する。
- (3) 開示請求者が審査請求をし、第三者である参加人が公文書の開示に反対の意思を表示している場合において、審査請求に係る開示決定等を変更し、当該公文書を開示する旨の決定を行うときは、当該第三者の訴訟提起の機会を確保するため、当該審査請求に係る開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに注意すること。この場合、当該開示請求者に対し、開示する旨を書面（規則別記第2号様式又は規則別記第3号様式に準じたもの）により通知するとともに、当該第三者に対し、開示を実施する旨を浦安市公文書の開示に係る通知書（規則別記第10号様式）により通知する。また、その写しを法務文書課に送付するものとする。
- (4) 浦安市公文書の開示に係る通知書（規則別記第10号様式）の記載に当たっては、次の点に留意すること。

- ア 本文中「浦安市情報公開条例第15条第3項の規定により通知します」との記述を「浦安市情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項の規定により通知します」に変更する。
- イ 「公文書に記録された第三者に関する情報のうち開示することとした」欄には、決定を受けて、開示する情報の内容を記載する。
- ウ 「開示することとした理由」欄には、決定を受けて、開示される理由を記載する。
- エ 教示部分を抹消する。

第20条 諮問をした旨の通知

第20条 諮問機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、前条の規定により審査会に諮問をした諮問機関が、諮問した旨を誰に対して通知しなければならないかを定めたものである。

【解釈】

1 本条は、審査請求の処理状況を明らかにするため、諮問機関が、審査請求人及び行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人（第1号）のほか、参加人となり得る利害関係者（第2号及び第3号）に対して、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。

- (1) 第1号は、審査請求人及び審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- (2) 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したもので、開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることとなるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。
- (3) 第3号は、当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、その第三者に対し、審査会に諮問をした旨の通知をすることとしたものである。

【関係規程】

○浦安市情報公開条例施行規則

(情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書)

第13条 条例第20条に規定する書面は、浦安市情報公開・個人情報保護審査会
諮問通知書（別記第13号様式）とする。

第 2 1 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第 2 1 条 第15条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合及び第三者の意思に反して公文書を開示する旨の裁決を行う場合において、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保するため、条例第15条第 3 項の規定を準用することを定めたものである。

【解釈】

1 本文関係

第 1 号は、第三者が審査請求をしている場合で、第 2 号は第三者が参加人となり公文書の開示に反対の意見書を提出している場合であるが、本条各号のいずれかに該当する場合には、条例第15条第 3 項を準用し、審査庁が審査請求に対し裁決し、その結果、当該公文書を開示することとなる場合に、当該第三者が裁判を受ける権利を保障するため、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならないものである。

2 行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定等を争う意思のある第三者は、取消訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て（行政事件訴訟法第25条第 2 項）をする必要がある。

3 第 1 号関係

本号は、開示決定に対する第三者からの審査請求について、却下又は棄却の裁決を行う場合をいう。

審査請求は、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る公文書に自己の情報が記録されている第三者であって、当該情報が開示されることにより自らの権利利益が侵害されるものも行うことができる。したがって、開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となるものである。

4 第2号関係

本号は、審査請求を受けた実施機関が、公文書の全部又は一部を不開示とする決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合をいう。

- (1) 「審査請求に係る開示決定等」とは、条例第19条第1項第2号において定義されているとおり、全部開示の決定を除いたものをいう。
- (2) 「変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条第1項の規定により、原処分を開示決定に変更する裁決をいう。
- (3) 「第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、不服審査手続において、実施機関又は審査会に対し、公文書の開示に反対の旨の意見書の提出等を行っている場合をいう。

なお、原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、条例第20条の規定により、諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

【運用】

1 第三者から審査請求があった場合等の取扱い

- (1) 第三者からの審査請求を棄却等する場合

第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する決定を行い、開示請求者に開示を実施する場合には、当該第三者の訴訟提起の機会を確保するため、当該審査請求に係る決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに注意すること。この場合、当該開示請求者に対し、開示を実施する旨を通知するとともに、当該第三者に対し、開示を実施する旨を書面にて通知するものとする。

当該書面については、規則第10号様式を準用し、「浦安市情報公開条例第15条第3項の規定により通知します」との記述を「浦安市情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項の規定により通知します」に変更し通知するものとする。

なお、教示部分については、抹消することとなるので注意すること。

(2) 開示決定等を変更し開示する場合

開示請求者が審査請求をし、第三者である参加人が公文書の開示に反対の意思を表示している場合において、審査請求に係る開示決定等を変更し、当該公文書を開示する旨の決定を行うときは、当該第三者の訴訟提起の機会を確保するため、当該審査請求に係る開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに注意する。この場合、当該開示請求者に対し、開示する旨を書面（規則第2号様式又は規則第3号様式に準じたもの）により通知するとともに、当該第三者に対し、開示を実施する旨を書面により通知するものとする。なお、当該書面については前号と同様とする。

第4章 情報公開の総合的な推進

第22条 情報公開の総合的な推進

第22条 市は、第2章に定める公文書の開示のほか、実施機関の保有する情報の提供及び情報の公表に関する施策の充実を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、情報公開の総合的な推進を効果的に実施するため、広聴機能等の情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、開示請求制度に基づく請求を待つてする受動的な開示にとどまらず、市が能動的に行う情報の提供及び情報の公表を併せた総合的な情報公開制度の推進の努力義務を定めたものである。

【解釈】

1 市民の情報ニーズに的確に対応するとともに、市民の市政参加を推進し、より開かれた市政を推進するためには、市政に関する情報が適時適切に提供される必要がある。

このため、本条は開示請求に基づいて公文書の開示がなされる公文書開示制度に加え、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、公文書開示制度と相互に補完し合う関係にある情報の提供及び情報の公表に関する施策の整備充実を図り、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものである。

2 「情報の公表」とは、実施機関が保有する情報を公表する責務を課すことにより、一般の利用に供することをいう。

3 「情報の提供」とは、実施機関が保有する情報を任意に一般の利用に供することをいう。

実施機関は、その保有する情報を任意に市民に提供するものとして次のような施策を行っている。

- 情報公開室、図書館等における行政資料の供覧
- 行政資料の頒布
- 窓口での案内、相談、資料提供、指導、助言
- 「市長への手紙」に対する回答
- 広報うらやすの発行、市ホームページ等による広報活動
- 報道機関への情報提供
- 議会への資料提供
- 「市政情報の公表及び提供に関する要綱」に基づき、市の長期計画等の重要な基本計画や市民生活の安全と密接な関係がある情報等、市政情報の積極的な公表及び提供に努めるものとする。これは、実施機関が公表する義務を課す情報を明確にし、その制度化を図るものである。

4 「広聴機能等の情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握する」とは、効果的な情報提供を実現するために、市民の市政に対する意見・要望等を幅広くかつ適切に収集する広聴活動を積極的に行うことで市民が必要とする情報を的確に把握し、その結果を広報活動等へ確実に反映させる体制の整備に努めることをいう。

5 「実施機関相互間における情報の有効活用等を図る」とは、情報収集機能及び情報提供機能の相互の連携を密にするとともに、その実効性を確保するために、実施機関相互間において必要な情報の有効利用を積極的に進めることをいう。

6 「総合的な情報管理体制の整備に努める」とは、市政に関する正確で分かりやすい情報を適切に提供するために必要な情報管理を総合的に行う体制の整備に努めることをいう。

第 23 条 附属機関等の会議の公開

第 23 条 附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、今日における審議会等の会議の重要性に鑑み、開かれた市政の一層の促進と市政における透明性、公正性を更に向上させるため、会議公開の原則について定めたものである。

【解釈】

- 1 市政運営の透明性を向上させるためには、各種の審議会、審査会等の附属機関、更にこれに類するものの会議自体が公開される必要がある。本条は、このような趣旨から、附属機関及びこれに類するものは、原則としてその会議を公開することとしたものである。
- 2 「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により、執行機関の担任する事務について、調停、審査、審議、調査等を行うために設置された附属機関をいう。
- 3 「これに類するもの」とは、法令又は条例に基づいて設置された附属機関以外のものであって、学識経験者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として、要綱等に基づいて設置されたものをいい、実施機関の職員で構成される内部的な協議会・研究会等、実施機関との連絡調整を目的としているもの、実行委員会的性格を有するもの、あるいは合議制の機関ではないもの等は、含まれないものである。

【運用】

- 1 公開されない附属機関等の会議であっても、事後において、審議の結果や結論に至った経緯や理由が分かる資料を公にすること等により、説明責任を

果していく必要がある。

第 24 条 出資等法人の情報公開

第 24 条 市が 2 分の 1 以上出資その他財政支出等を行い、市の行政運営と密接な関連を有する法人のうち規則で定める者（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資等法人の保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資等法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

市政運営の透明性を高めるためには、市が財政的支援又は人的支援を行っている法人のうち、市と極めて密接な関連を有し、その事務事業が市の事務事業と補完的な関係にあるものにおいても、一定の情報公開が行われる必要がある。

しかし、条例による公文書開示制度は、開示の可否の決定、行政不服審査法に基づく審査請求といった行政庁による処分を前提としている制度であるため、市とは別の法人格を有する団体であって行政庁でない出資等法人を実施機関として条例を直接適用することは、条例制定権の限界に照らして困難である。そこで、本条は、出資等法人がその保有する情報の公開に関する規定を自主的に定め、当該情報の一層の公開に努めなければならないことを明らかにするとともに、実施機関には、当該情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じる責務があることを明らかにしたものである。

【解釈】

- 1 情報公開の実施を求める出資等法人を「市が 2 分の 1 以上出資その他財政支出等を行い、市の行政運営と密接な関連を有する法人」としたのは、地方自治法第 221 条第 3 項の規定により、市長は、予算の執行の適正を期するため、当該法人に対し、収入支出の報告を徴し、執行状況の調査等を行うことができることとされていること、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市長は、毎年度、この法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出す

ることとされていること、更には、同法第199条第7項の規定により、市長は、監査委員に要求して資本金等の4分の1以上を出資している法人の監査をさせることができることなど、資本金等の2分の1以上を出資している法人に対しては、市長の一定の権限が及ぶようにしているなどの点を考慮し、本市と併せて情報公開を実施する法人としては、十分にその適格性を有していると判断したことによるものである。

2 第2項で規定する「必要な措置」とは、「浦安市出資等法人の情報提供に関する公表要綱」（平成13年9月25日制定）において、出資等法人が保有する財務関係の資料等を、情報公開室において一般の閲覧に供するための手続等について定めるものである。

また、実施機関は、出資等法人が自ら規程を定めて情報公開を実施するに当たっては、その性格及び業務内容に応じた情報公開が推進されるよう、情報公開及び文書管理に関しモデル規程などの情報提供、具体的な作業方法についての助言など、出資等法人に対して必要な措置を講じるものとする。

【関係規程】

○浦安市情報公開条例施行規則

（出資等法人の情報公開）

第16条 条例第24条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- (2) 市が継続的に歳出規模（法人の年間の総支出額をいう。）の2分の1以上を出資している法人
- (3) 法人設立時に資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資し、その後に当該法人自ら増資した法人で、市が当該法人の役員又は当該法人の管理運営に係る事務に従事する主要な職員を派遣しているものの

○浦安市出資等法人の情報提供に関する公表要綱

（対象）

第2条 本市が情報の提供を求める出資等法人は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人うらやす財団
- (2) 浦安市土地開発公社

第5章 補則

第25条 公文書の管理

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項についての定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求権の対象となる公文書について、その管理を適正に行う旨を明らかにするとともに、適正管理を行うための手段について定めたものである。

【解釈】

- 1 公文書は、開示請求の客体であり、開示の適正かつ円滑な実施のためには、適正に管理されている必要がある。
- 2 「公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項についての定め」とは、文書管理についての基本的な事項を定めた規則等をいう。
- 3 「一般の閲覧に供し」とは、情報公開室に備え置くことにより、一般の閲覧に供することをいう。

第26条 開示請求をしようとするものに対する情報の提供等

第26条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の円滑な運用を確保するため、実施機関が開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じる旨を規定するものである。

【解釈】

- 1 「公文書の特定に資する情報の提供」とは、開示請求をしようとする公文書を特定するために有効な情報を提供することをいう。開示請求書には「開示請求する公文書の名称又は具体的な内容」を記載しなければならないこととされているので、開示請求が容易かつ適切に行われるようにするためには、実施機関による情報の提供が不可欠である。

そこで、具体的には、公文書の検索に必要な資料として公文書目録、また、各課から提供された資料の一覧を情報公開室に配架し、一般の閲覧に供するものである。

- 2 「開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置」とは、情報公開制度の仕組みや手続に関する相談、実施機関の組織、業務内容、事務の流れ等開示請求を行う手がかりとなる情報の提供、請求のあった公文書の所在確認や特定に係る相談と必要な支援をいう。

第 27 条 実施状況の公表

第 27 条 市長は、毎年 1 回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、各実施機関におけるこの条例の施行の状況の公表に関する市長の責務を定めたものであり、市民にこれを周知して市民の適正な利用及び市における情報公開制度の健全な発展を推進するとともに、条例の施行の状況を把握して今後の適正な運用を図る趣旨である。

【運用】

1 実施状況の主な公表事項は、次のとおりである。

- (1) 開示請求の件数及びその処理状況
- (2) 審査請求の件数及びその処理状況
- (3) 審査会の運営状況
- (4) 附属機関等の運営状況

「浦安市附属機関等の会議の公開に関する取扱要綱」第10条に規定されている公表事項

- (5) その他必要な事項

2 公表の方法は、「市ホームページ」及び「広報うらやす」への掲載により行うものとする。

3 実施状況の公表の事務については、各実施機関で公表を同時期に統一的行うため、総務部法務文書課において行うものとする。

第 28 条 委任

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
--

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項を定める権限を実施機関に委任することを定めたものである。

【解釈】

この条例の施行に関して必要な事項は、各実施機関の権限において規則、規程等で定めることとしたものである。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の浦安市情報公開条例（以下「新条例」という。）第36条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たに、設置され、又は任期満了による委員の改選が行われる附属機関等の会議から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存する次に掲げる公文書については、新条例第2章の規定は、適用しない。
 - (1) 平成8年4月1日前に発生した公文書（改正前の浦安市公文書公開条例（平成8年条例第2号。以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する公文書に限る。）
 - (2) 施行日前に発生した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書を除く。）
- 4 この条例の施行の際現にされている旧条例第5条の規定による公開の請求は、新条例第5条の規定による開示請求とみなす。
- 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第16条の規定による公開の申出は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現にされている旧条例第8条第1項の規定に係る行政不服審査法に基づく不服申立ては、新条例第11条第1項又は第2項の規定に係る同法に基づく不服申立てとみなす。
- 7 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条第1項の規定による諮問は、新条例第19条第1項の規定による諮問とみなす。
- 8 第4項から前項までに規定するもののほか、施行日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これらに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 9 実施機関は、第3項各号に掲げる公文書の開示の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日及びこの条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条例は、平成13年10月1日から施行されるものである。ただし、条例第36条で規定する附属機関等の会議の公開については、条例の施行日以降、任期満了による委員の改選後の適用とする。（附則第1項、第2項）
- 2 実施機関が保有している公文書のうち、次に掲げるものについては、開示請求の対象とならないものである。（附則第3項）
 - (1) 平成8年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）
 - (2) 本条の施行日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書を除く）なお、(1)及び(2)に掲げる公文書については、「開示の申出」により対応するものである。（下記5参照）
- 3 本条例の施行の際現にされている旧条例による公開の申出は、旧条例の例により処理するものである。（附則第5項）
- 4 旧条例の規定による不服申立て及び審査会に対する諮問は、それぞれ本条例の相当規定によるものとみなされるものである。（附則第6項、第7項）
- 5 開示請求の対象とならない上記2の(1)及び(2)の公文書については、「開示の申出」により対応するものである。（附則第9項）

附 則（平成 15 年条例第 33 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定（第6号アの改正規定を除く。）及び第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の浦安市情報公開条例第19条第1項の規定による諮問は、改正後の浦安市情報公開条例第19条第1項の規定による諮問とみなす。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日及びこの条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条例は、平成16年4月1日から施行されるものである。ただし、第7条の改正規定（第6号アの改正規定を除く。）及び第15条の改正規定は、公布の日（平成15年10月1日）から施行されるものである。
- 2 改正前の条例の規定による審査会に対する諮問は、本条例の相当規定によるものとみなされるものである。

附 則（平成 19 年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2号ウの改正規定（「及び日本郵政公社」を削る部分に限る。）は、平成19年10月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条例は、公布の日（平成19年9月28日）から施行されるものである。ただし、第7条第2号ウの「及び日本郵政公社」を削る部分については、平成19年10月1日から施行されるものである。

附 則（平成 27 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本附則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正に伴い、行政機関の保有する情報公開に関する法律との整合を図り、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改正を行うため、この条例の施行期日を定めたものである。

附 則（平成 28 年条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

【趣旨】

本附則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、この条例の施行期日及びこの条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条例は、平成28年4月1日から施行されるものである。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の規定によるものである。

附 則（平成29年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本附則は、不開示情報である第7条第2号の特定の個人が識別できる限りにおいて、映像や音声なども含まれていることを明確にする改正を行うため、この条例の施行期日を定めたものである。

附 則（令和2年条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、何人も実施機関に対し、公文書の開示について理由を明示しないで請求することができることとする改正を行うため、この条例の施行期日を定めたものである。